

いきいきプラン21

第9期山陽小野田市高齢者福祉計画

(案)

令和6年 月

山陽小野田市

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画策定の体制及び進捗管理	
(1)	市民参加や関係団体との連携	5
(2)	各種アンケート調査の実施	6
(3)	計画の進捗管理	7

第2章 高齢者を取り巻く現状

1	山陽小野田市の現状	
(1)	人口の推移	10
(2)	高齢者人口の推移	11
(3)	日常生活圏域の人口	13
2	高齢者の生活の状況	
(1)	高齢者のいる世帯の状況	15
(2)	高齢者世帯の住居の状況	15
(3)	高齢者世帯の就業状況	16
3	高齢者の現状	
(1)	要介護認定の状況	17
(2)	令和5年(2023年)4月サービスの給付実績	19
4	全国・山口県平均、山口県内13市介護サービス給付状況等比較	
(1)	要介護認定率	21
(2)	受給率	22
(3)	給付月額	25
5	第8期計画の取組状況及びアンケート調査等を踏まえた課題の整理	
(1)	生涯現役社会づくりの推進	26
(2)	高齢になっても住みよい地域づくり	26
(3)	介護予防の推進	29
(4)	認知症施策の推進	29
(5)	介護(予防)サービスの充実・介護保険の円滑な運営	30

第3章 計画の基本的考え方

1 基本方針 -----	34
2 基本目標と施策体系 -----	35

第4章 基本目標ごとの施策

基本目標1 生涯現役社会づくりの推進

(1) 高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業 -----	38
(2) 高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業 -----	38
(3) 老人福祉作業所維持整備事業 -----	38

基本目標2 高齢になっても住みよい地域づくり

(1) 地域包括支援センター運営事業 -----	41
(2) 在宅医療・介護連携推進事業 -----	43
(3) 生活支援サービスの体制整備事業 -----	46
(4) 権利擁護推進事業 -----	47
(5) 高齢者の居住、生活環境の整備事業 -----	48

基本目標3 介護予防の推進

(1) 高齢者の介護予防事業 -----	51
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業 -----	55

基本目標4 認知症施策の推進

(1) 認知症施策推進事業 -----	59
---------------------	----

基本目標5 介護（予防）サービスの充実

(1) 介護保険給付事業 -----	62
(2) 地域密着型サービス事業 -----	63

基本目標6 介護保険の円滑な運営

(1) 介護給付・介護サービス適正化事業 -----	65
(2) 介護保険管理事業 -----	68

第5章 その他の施策

1 高齢者の住まいの安定的な確保

(1) 高齢者の住まいの安定的な確保 -----	72
--------------------------	----

2	介護人材の確保及び介護現場の生産性向上	
(1)	介護人材の確保と介護現場の生産性の向上	73
3	災害対策に係る体制整備	
(1)	災害時に対する備え	74
4	感染症対策に係る体制整備	
(1)	感染症に対する備え	75

第6章 介護保険事業計画における事業と見込み

1	第1号被保険者数及び要介護認定者数の見込み	
(1)	第1号被保険者数の見込み	78
(2)	要介護認定者数の見込み（第2号被保険者も含む）	79
(3)	第1号被保険者の要介護認定率	80
2	介護サービス利用状況と見込み	
(1)	居宅サービスの種類と現状	81
(2)	地域密着型サービス利用状況と見込み	94
(3)	施設サービス利用状況と見込み	101
(4)	居宅介護支援（指定介護予防支援）	104
3	介護保険施設及び地域密着型施設の整備計画	
(1)	施設、居住系及び多機能型施設	106
(2)	訪問、短期入所、通所系サービス施設	108
(3)	老人福祉圏域内の施設整備計画	109
4	介護サービス給付費等の見込み及び第1号被保険者保険料	
(1)	介護サービス給付費等の見込み	110
(2)	介護サービス給付費等の財源	112
(3)	第1号被保険者の保険料	113
(4)	第1号被保険者の介護保険料段階	114

資料

1	用語解説	
2	山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議委員名簿	

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、介護を必要とする人等を社会全体で支える仕組みとして、平成12年（2000年）に施行されました。高齢者を支える制度として定着してきましたが、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズがある高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

高齢化が進展する中、国においては、平成30年（2018年）2月に「新たな高齢社会対策大綱」を閣議決定、令和2年（2020年）4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行、また、高齢化に伴う認知症の人の増加している現状に鑑み、令和5年（2023年）4月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を成立し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら生きていける活力ある社会（＝共生社会）の実現に向け推進を開始しています。

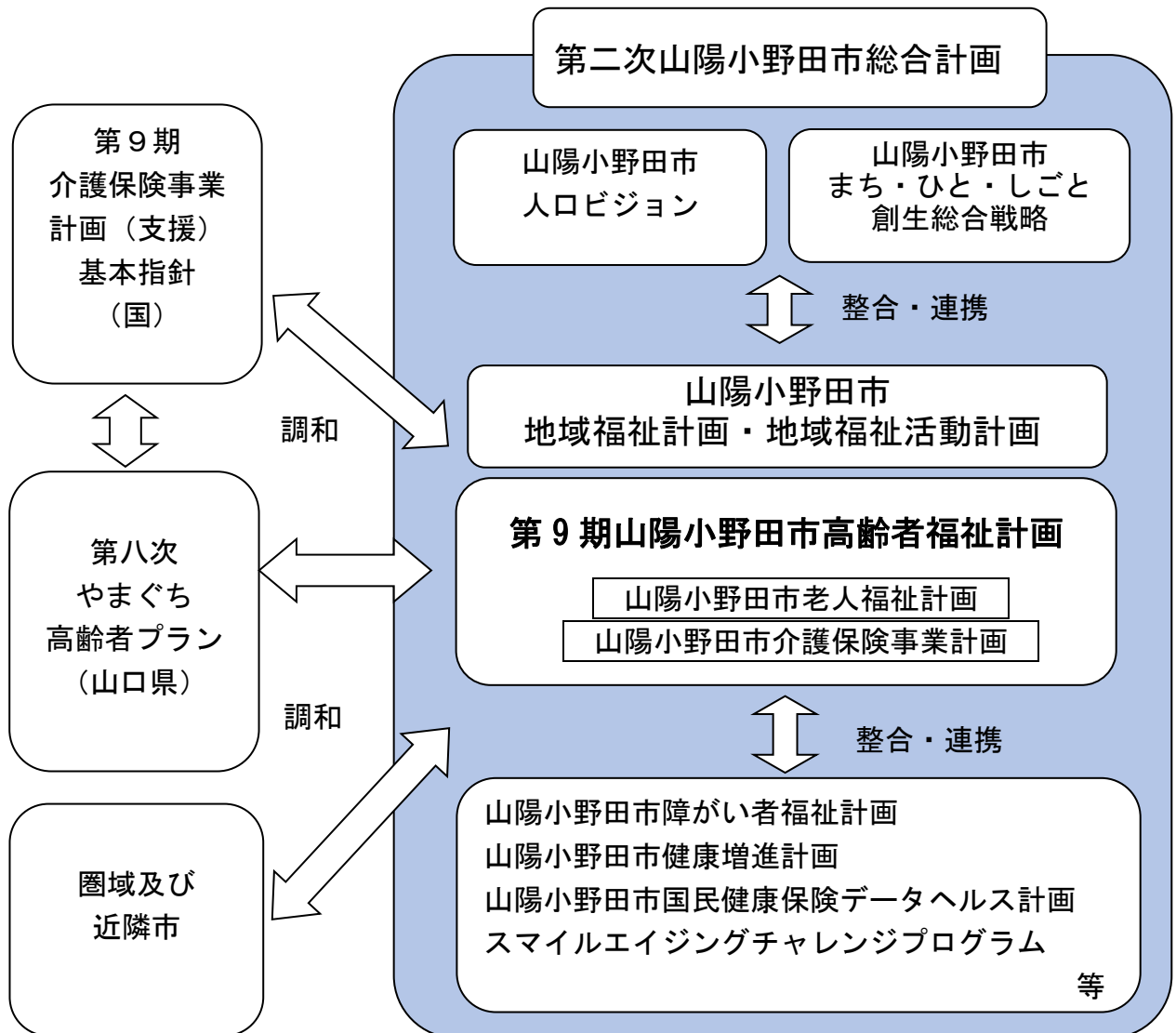
本市では、現在「いきいきプラン21 第8期山陽小野田市高齢者福祉計画（以下「第8期計画」）」を策定し、「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」の基本方針の下、各種施策に取り組んできましたが、この計画期間が令和6年3月に満了となることから、これまでの進捗状況を踏まえ、令和6年度からの3か年間の計画期間とする「第9期山陽小野田市高齢者福祉計画（以下「第9期計画」）」を策定します。

本計画は、国が示す基本指針の動向を注視し、本市の高齢者を取り巻く社会情勢を見据えながら、第二次総合計画に掲げる将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されている」という、高齢者福祉の充実に向けた令和11年（2029年）のあるべき姿の実現を目指し推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「介護保険事業計画」と、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」を一体的に策定するもので、本市における介護保険事業・高齢者福祉施策を計画的に推進するための基本となる計画です。

また、関係部署間の緊密な連携体制を構築することが求められることから、本市の最上位計画である「第二次山陽小野田市総合計画」、また福祉分野における上位計画である「山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合や関係部局の計画との連携を図ることにより、本計画を全庁的な取組として計画の推進を目指します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までとし、3か年の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準決定及び地域包括ケアシステムの推進のための計画を策定します。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な計画策定に努めます。

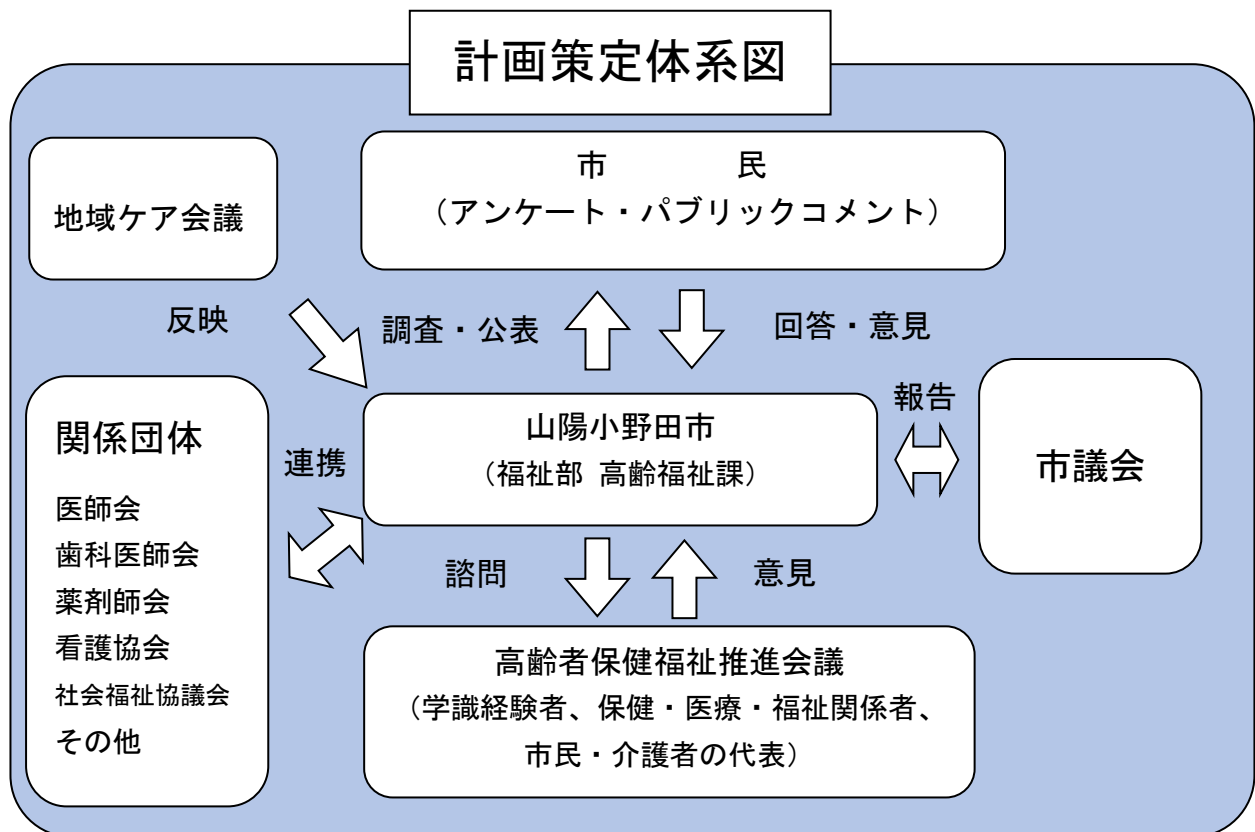
年 度	総合計画	高齢者福祉計画	備考
平成 27 (2015)	第一次	第 6 期	団塊の世代が 65 歳に
平成 28 (2016)			
平成 29 (2017)			
平成 30 (2018)	第二次	第 7 期	
令和 1 (2019)			
令和 2 (2020)			
令和 3 (2021)		第 8 期	
令和 4 (2022)			
令和 5 (2023)			
令和 6 (2024)		第 9 期	団塊の世代が 75 歳に
令和 7 (2025)			
令和 8 (2026)			
令和 9 (2027)		第 10 期	
令和 10 (2028)			
令和 11 (2029)			
⋮	⋮	⋮	⋮
令和 22 (2040)			団塊ジュニア世代が 65 歳以上に

4 計画策定の体制及び進捗管理

本計画は、市民の意見を反映するための機会をもうけ、幅広い意見を聞きながら策定しました。

(1) 市民参加や関係団体との連携

計画の策定に関しては、市民・介護者の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者の代表等からなる「山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議」において、計画の策定、効果的な推進方法等について広く意見を求めるとともに、市民の意見が反映されるよう、パブリックコメントを実施しました。また、地域における様々な関係団体と連携の強化を図りました。



(2) 各種アンケート調査の実施

計画策定に先立ち、市民のニーズや地域の課題を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

① 介護予防日常生活圏域ニーズ調査（ニーズ調査）

ア 調査基準日	令和5年（2023年）4月 1日
イ 調査期間	令和5年（2023年）4月20日～5月25日
ウ 調査方法	郵送による配布、回収
エ 調査対象者	合計 3,000人
	（ア）65歳以上の要支援 1、2の市民 442人
	（イ）65歳以上で要介護認定を受けていない市民 2,312人
	（ウ）65歳以上で総合事業対象者の市民 246人
オ 回収数	1,867件（回収率 62.2%）

② 在宅介護実態調査（在宅介護調査）

ア 調査基準日	要介護認定調査日
イ 調査期間	令和4年（2022年）9月1日 ～令和5年（2023年）6月30日
ウ 調査方法	認定調査員の面談による調査
エ 調査対象者	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新及び区分変更申請に伴う認定調査を受けた方 504人
オ 回収数	504件

③ 介護人材実態調査（介護人材調査）

ア 調査基準日	令和5年（2023年）6月1日
イ 調査期間	令和5年（2023年）6月1日～6月30日
ウ 調査方法	郵送及びメールによる配布、回収
エ 調査対象者	市内介護事業所 112事業所 市内介護従事者 180人
オ 回収数	介護事業所：71件（回収率 63.4%） 訪問介護従事者：69人（回収率 38.3%）

④ 介護事業所及び介護従事者に関するアンケート調査（事業所調査）

ア 調査基準日	令和5年（2023年）6月1日
イ 調査期間	令和5年（2023年）6月1日～6月30日
ウ 調査方法	郵送及びメールによる配布、回収
エ 調査対象者	市内介護事業所 112事業所 市内介護従事者 180人
オ 回収数	介護事業所 78件（回収率 69.6%） 訪問介護従事者：75人（回収率 41.6%）

（3）計画の進捗管理

本計画は、定期的に「山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議」に報告と意見聴取を行うこと等で進捗管理を行います。

また、3年に一度、無作為抽出の一般高齢者、要支援・要介護認定者及び介護者等に対しアンケート調査を行い、その結果を分析することで、課題を抽出して計画全体の評価を行い、次期計画へとつなげていきます。

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 山陽小野田市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 17 年（2005 年）の 66,261 人から、令和 2 年（2020 年）には 60,326 人となり、減少傾向にあります。一方、高齢者（65 歳以上）人口は、平成 17 年（2005 年）は 16,051 人でしたが、令和 2 年（2020 年）は 20,451 人となっており、大きく増加しています。なお、山陽小野田市人口ビジョンの推計値によると、令和 7 年（2025 年）の高齢者人口は 19,989 人（高齢化率：33.5%）と予想されており、令和 2 年（2020 年）の 20,451 人（高齢化率 33.9%）をピークとして、高齢者人口の減少が見込まれます。

これまでは、高齢者人口が増加する中で、特に後期高齢者（75 歳以上）の増加が著しく、平成 17 年（2005 年）には 7,629 人（総人口に占める割合：11.5%）でしたが、令和 2 年（2020 年）には 10,449 人（同：17.3%）と約 1.4 倍となっています。

【人口推移】

(単位：人)

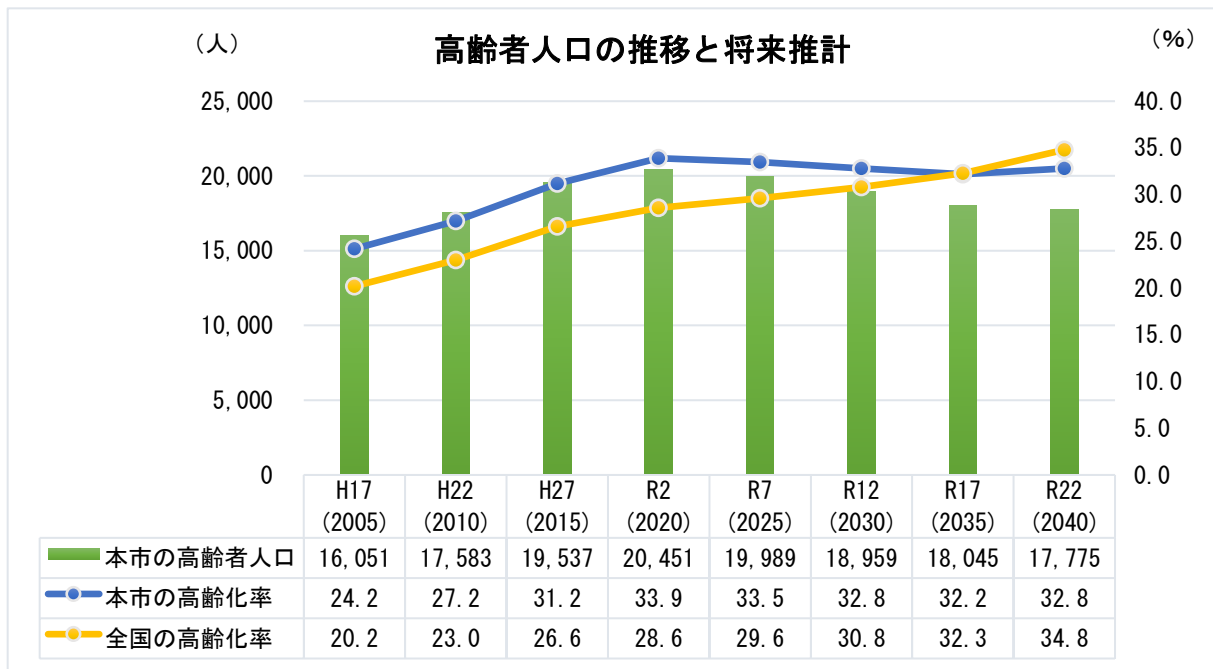
	H17 年 (2005)	H22 年 (2010)	H27 年 (2015)	R2 年 (2020)	R7 年 (2025)	R22 年 (2040)
総人口	66,261 (100.0%)	64,550 (100.0%)	62,671 (100.0%)	60,326 (100.0%)	59,658 (100.0%)	54,272 (100.0%)
0～14 歳	9,057 (13.7%)	8,551 (13.2%)	8,080 (12.9%)	7,337 (12.2%)	7,111 (11.9%)	7,488 (13.8%)
15～64 歳	41,134 (62.1%)	38,330 (59.5%)	34,933 (55.9%)	32,095 (53.2%)	32,558 (54.6%)	29,009 (53.5%)
65～74 歳	8,422 (12.7%)	8,493 (13.2%)	9,859 (15.7%)	10,002 (16.6%)	8,218 (13.8%)	7,200 (13.2%)
75 歳以上	7,629 (11.5%)	9,090 (14.1%)	9,678 (15.4%)	10,449 (17.3%)	11,771 (19.7%)	10,575 (19.5%)
高齢者人口 (高齢化率)	16,051 (24.2%)	17,583 (27.2%)	19,537 (31.2%)	20,451 (33.9%)	19,989 (33.5%)	17,775 (32.8%)

資料：H17 年（2005）、H22 年（2010）、H27 年（2015）及び R2 年（2020）は国勢調査、R7 年（2025）

以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。（ ）内の数値は総人口に対する割合。

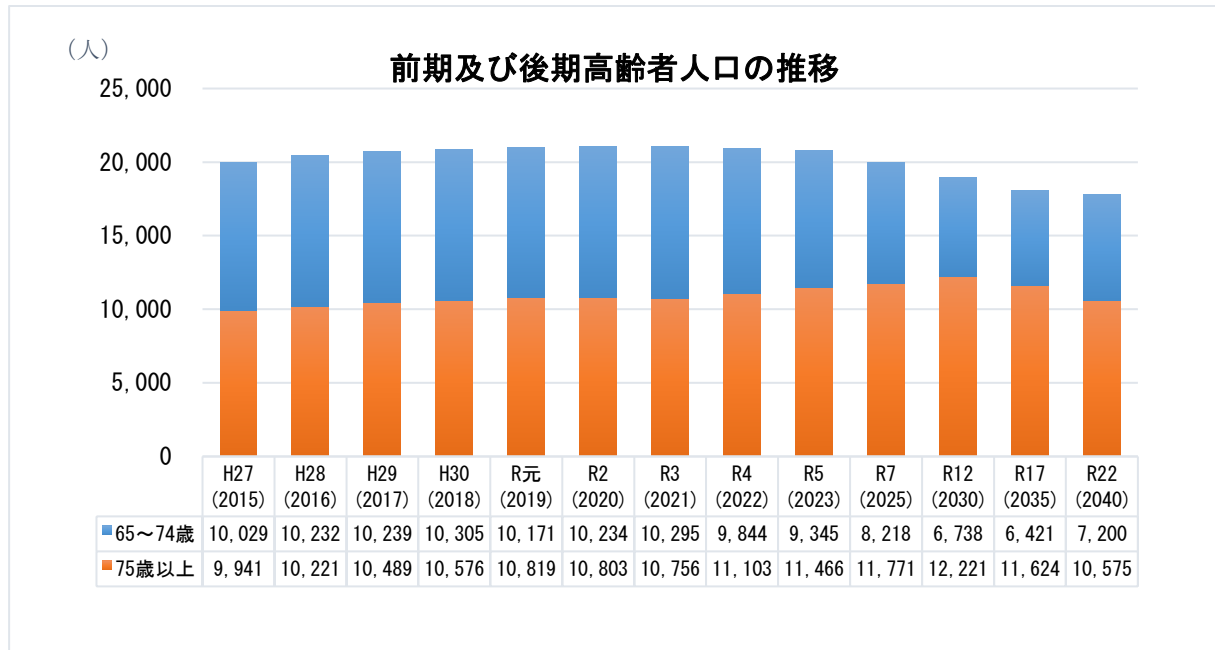
(2) 高齢者人口の推移

令和2年（2020年）に改訂した山陽小野田市人口ビジョンの推計値によると、本市の高齢化率（総人口に占める高齢者人口割合）は、団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題の令和7年には33.5%と予測され、全国平均の29.6%と比較すると3.9%高くなっています。



資料：H17（2005）～R2（2020）は国勢調査、R7（2025）以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。（ ）内の数値は総人口に対する割合。

令和5年（2023年）の本市における前期高齢者人口は9,345人、後期高齢者人口は11,466人となっています。令和2年（2020年）に改訂した山陽小野田市人口ビジョンの推計値によると、今後、前期高齢者人口が減少する一方、後期高齢者人口は令和12年（2035年）頃まで増加が見込まれます。



資料：H27（2015）～R5（2023）は住民基本台帳、R7（2025）以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。

(3) 日常生活圏域の人口

① 日常生活圏域とは

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、介護サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案し、日常生活の圏域を設け、その中で高齢者が必要とするサービスを切れ目なく提供できる体制を整備する必要があります。この圏域を「日常生活圏域」と定義し、これを単位として地域密着型サービスやその他の高齢者サービスの提供体制の充実を図ります。

② 日常生活圏域の設定

本市においては、前述の社会的条件や施設整備状況等を総合的に勘案し、中学校区を「日常生活圏域」とします。（P13 参照）

【日常生活圏域の高齢者の人口】

日常生活圏域 項目	竜王	小野田	高千帆	厚狭	厚陽	埴生
総人口	7,874 人	13,851 人	18,617 人	12,691 人	1,788 人	4,806 人
高齢者人口	2,506 人	4,764 人	6,437 人	4,259 人	853 人	1,992 人
高齢化率	31.8%	34.4%	34.6%	33.6%	47.7%	41.4%
要介護（要支援） 認定者数	445 人	891 人	1,056 人	763 人	163 人	371 人
認定率	17.8%	18.7%	16.4%	17.9%	19.1%	18.6%

（令和5年（2023年）9月末日現在）

③ 日常生活圏域



2 高齢者の生活の状況

(1) 高齢者のいる世帯の状況

本市の65歳以上高齢者のいる一般世帯は、平成17年(2005年)は10,804世帯でしたが、令和2年(2020年)には12,983世帯となり、約1.2倍の伸びを示し、一般世帯の伸び約1.03倍を上回っています。令和2年(2020年)においては、全世帯の約半数が高齢者のいる世帯となっています。また、高齢単身世帯は、平成17年(2005年)は2,708世帯であったものが、令和2年(2020年)には4,111世帯となり、約1.5倍に伸びています。

【世帯数推移】

(単位：世帯)

	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
一般世帯 (1世帯当たり平均人数)	25,289 (2.6人)	25,498 (2.5人)	25,689 (2.4人)	26,049 (2.3人)
65歳以上高齢者のいる一般世帯(ア)+(イ)+(ウ) (一般世帯に対する割合)	10,804 (42.7%)	11,654 (45.7%)	12,652 (49.3%)	12,983 (49.8%)
高齢単身世帯(ア)	2,708	3,184	3,733	4,111
高齢者夫婦世帯(イ)	3,227	3,460	3,870	3,684
高齢者同居世帯(ウ)	4,869	5,010	5,049	5,188

資料：国勢調査

(2) 高齢者世帯の住居の状況

令和2年(2020年)における住宅の所有関係については、持ち家率が本市全体では70.3%であるのに対し、65歳以上高齢者のいる世帯は87.5%となっています。

【住居の状況】

(単位：世帯)

	全 世 帯	65歳以上高齢者のいる世帯
	世帯数(構成比)	世帯数(構成比)
世帯数	26,049 (100.0%)	12,983 (100.0%)
持ち家	18,319 (70.3%)	11,361 (87.5%)
公営・公団・公社の借家	1,461 (5.6%)	778 (6.0%)
民営借家	4,979 (19.1%)	688 (5.3%)
給与住宅	544 (2.1%)	18 (0.1%)
間借り	335 (1.3%)	88 (0.7%)
住宅以外に住む一般世帯	411 (1.6%)	50 (0.4%)

資料：国勢調査

(3) 高齢者世帯の就業状況

高齢者の就業者数は平成17年(2005年)が2,833人(就業割合:9.1%)、令和2年(2020年)が4,294人(就業割合:12.9%)と増加傾向にあります。

令和2年(2020年)における高齢者の年齢別の就業割合は、前期高齢者では35.5%、後期高齢者では7.3%となっています。

【就業者数の推移】

(単位:人)

	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
15歳以上就業者数 A	31,220	28,774	28,134	27,716
65歳以上就業者数 B	2,833	2,694	3,563	4,294
就業割合 (B/A)	9.1%	9.4%	12.7%	12.9%

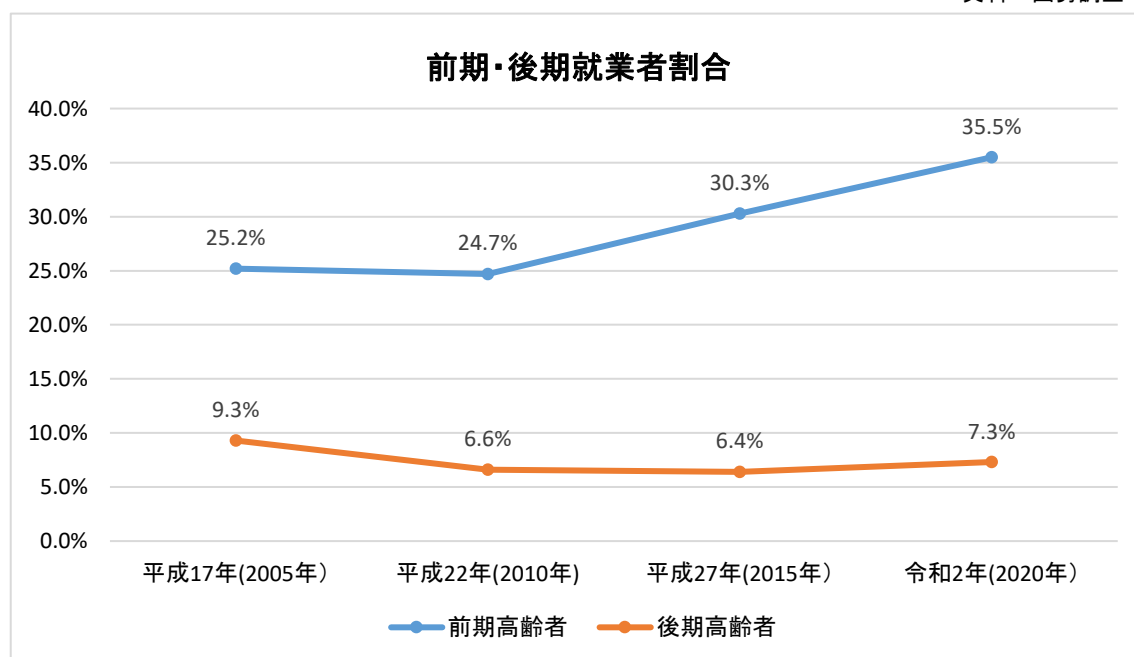
資料: 国勢調査

【年齢別就業者状況】

(単位:人)

年齢	総数	就業者(割合)	完全失業者(割合)	非労働力人口(割合)
前期高齢者	10,002	3,553(35.5%)	144(1.4%)	6,125(61.2%)
65~69	4,744	2,083(43.9%)	84(1.8%)	2,485(52.4%)
70~74	5,258	1,470(28.0%)	60(1.1%)	3,640(69.2%)
後期高齢者	10,449	768(7.3%)	27(0.3%)	9,454(90.5%)
75~79	3,925	507(12.9%)	24(0.6%)	3,324(84.7%)
80~	6,524	261(4.0%)	3(0.0%)	6,130(94.0%)
合計	20,451	4,321(21.1%)	171(0.8%)	15,579(76.2%)

資料: 国勢調査



資料: 国勢調査

3 高齢者の現状

(1) 要介護認定の状況

令和5年（2023年）4月現在では、高齢者人口の18%（令和5年（2023年）住民基本台帳の65歳以上の人口比較）に当たる3,806人が要介護認定を受けており、認定者数は横ばい傾向にあります。

【年度別要介護認定者数】

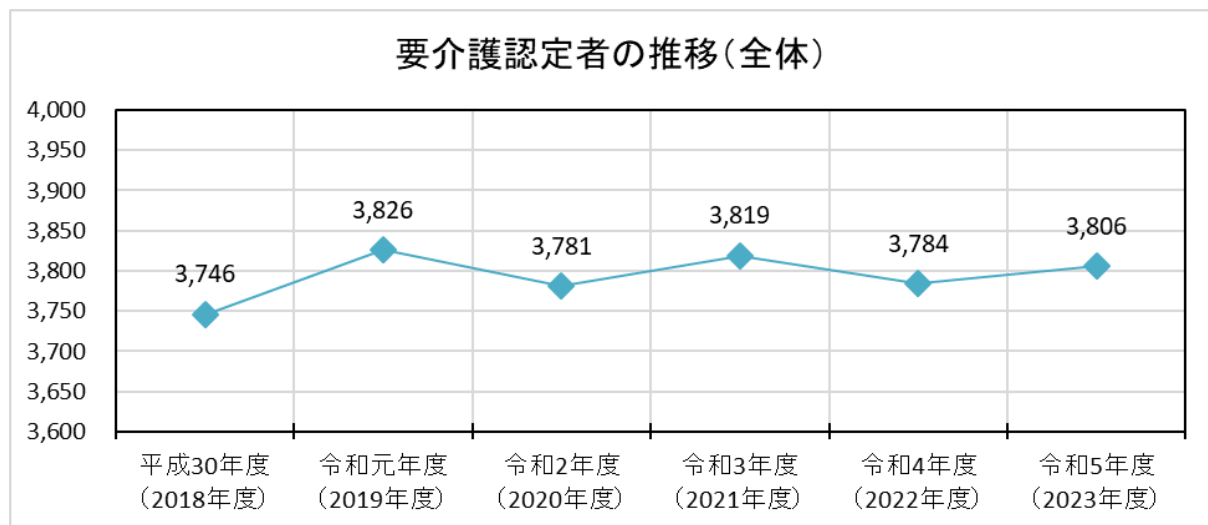
(単位：人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
要支援1	423 (6)	478 (7)	461 (3)	461 (6)	460 (6)	481 (6)
要支援2	400 (12)	429 (9)	434 (8)	447 (11)	443 (12)	475 (11)
要介護1	1,043 (13)	1,105 (16)	1,102 (14)	1,153 (20)	1,183 (14)	1,184 (11)
要介護2	680 (13)	647 (10)	643 (13)	614 (7)	580 (5)	555 (6)
要介護3	459 (13)	475 (10)	459 (9)	479 (11)	452 (13)	429 (8)
要介護4	455 (5)	418 (3)	411 (4)	440 (4)	418 (3)	440 (4)
要介護5	286 (7)	274 (6)	271 (6)	225 (6)	248 (8)	242 (9)
総合計	3,746 (69)	3,826 (61)	3,781 (57)	3,819 (65)	3,784 (61)	3,806 (55)

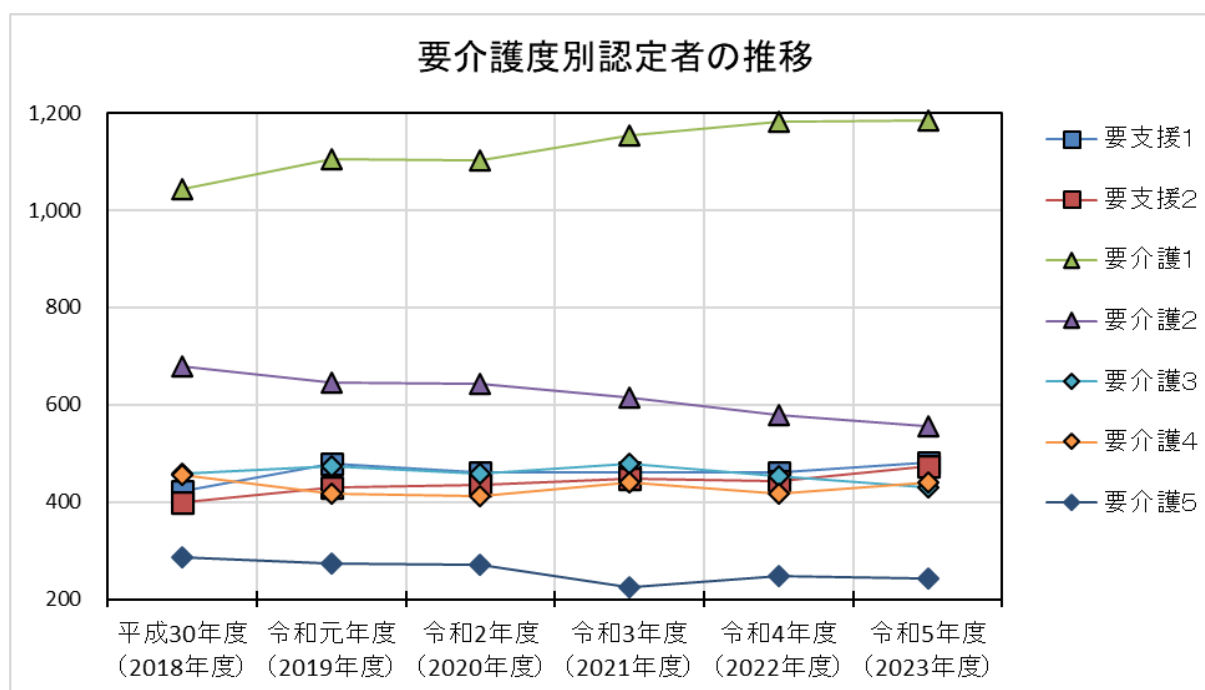
※ () 内は第2号被保険者数（再掲）

※各年度10月時の要介護認定者数。令和5年度のみ9月時の認定者数。

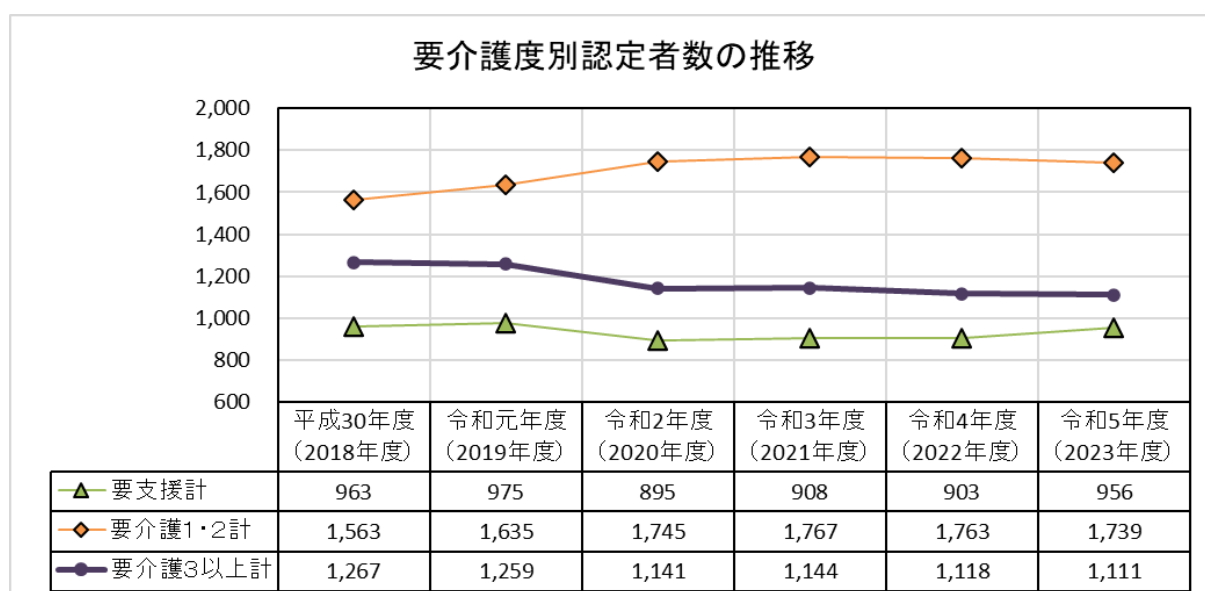
(単位：人)



(単位：人)



(単位：人)



(2) 令和5年（2023年）4月サービスの給付実績

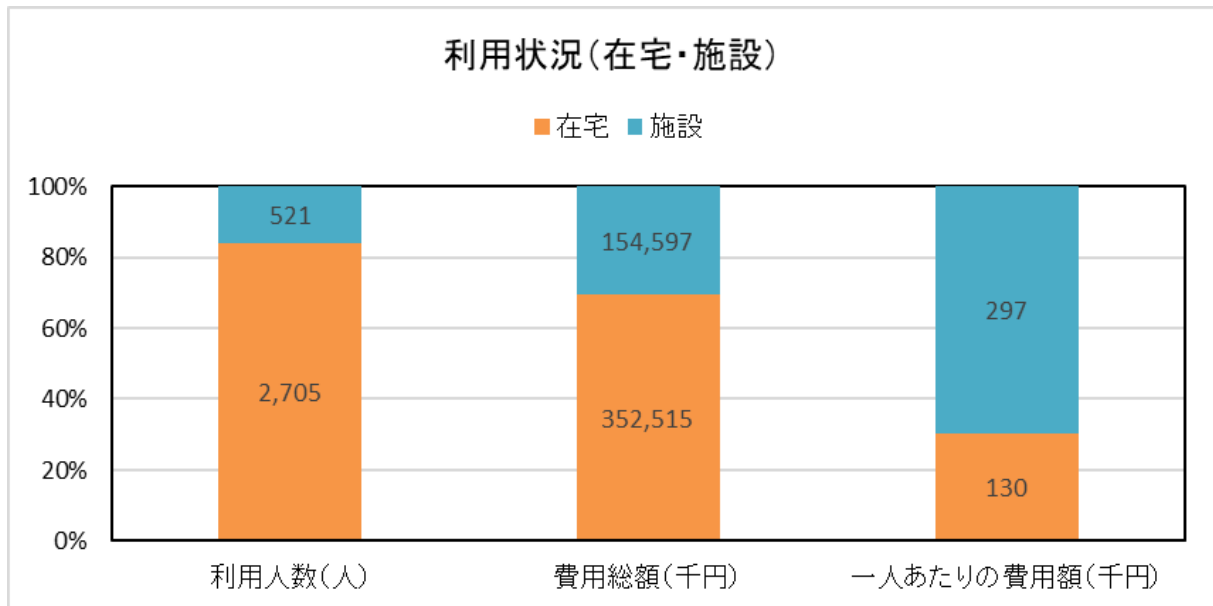
① 介護サービス利用状況

要介護認定等を受けている人のうち 85.1%（3,199 人）の人が、介護サービスを利用しています。なお、住宅改修や福祉用具購入等、継続性がない介護サービスを利用した人は、利用者数には含まれていません。

認定者数	介護サービス利用実人数	受給率
3,758 人	3,199 人	85.1%

② 利用状況（在宅・施設）

利用者のうち在宅サービスの利用者は 2,705 人（83.8%）ですが、令和5年4月の利用状況でみると、352,515 千円で全体の 69.5%の割合となっています。また、1人当たりの費用額は、施設サービスが在宅サービスの 2.28 倍となっています。



③ 年齢別要介護度構成

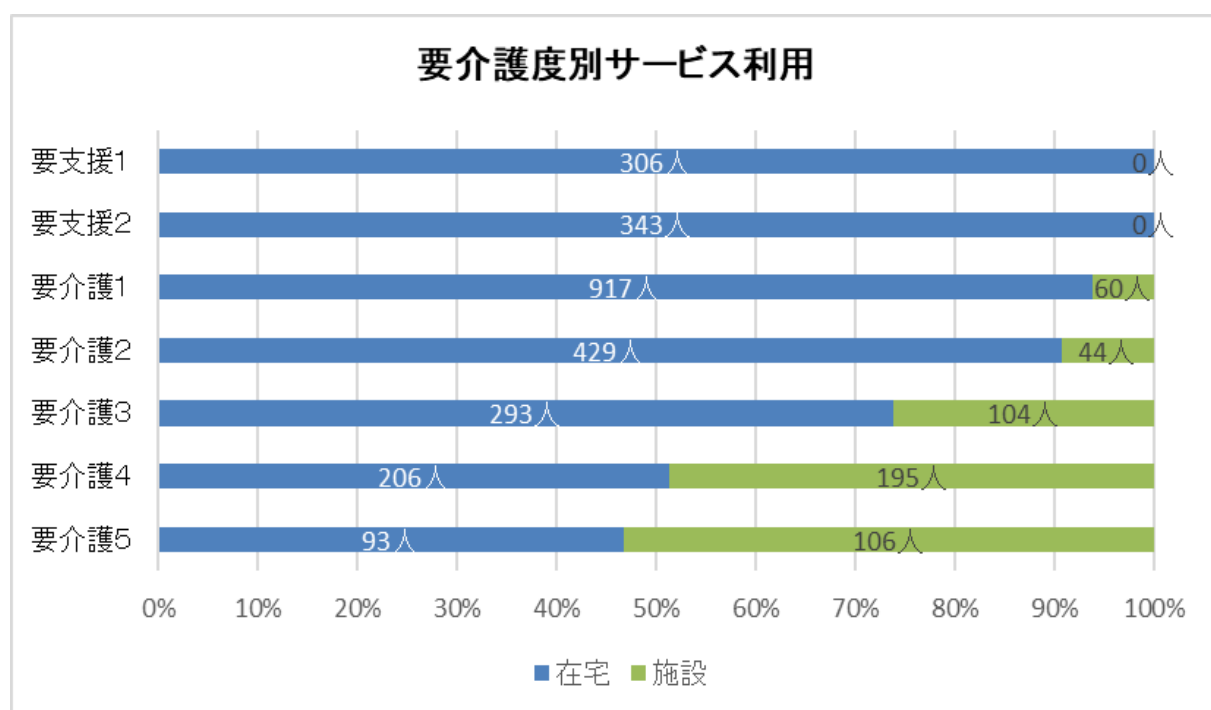
どの要介護度もおおむね年齢が上がると増加していく傾向にありますが、80歳以上から増加し、認定率については85歳以上から大幅な増加となっています。

【年齢別要介護度構成】

	65歳 未満	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上
要支援1	6人	10人	42人	58人	113人	136人	100人
要支援2	11人	22人	29人	49人	93人	143人	112人
要介護1	12人	26人	72人	129人	240人	335人	358人
要介護2	6人	12人	55人	47人	92人	154人	193人
要介護3	8人	12人	26人	46人	71人	104人	158人
要介護4	3人	16人	31人	45人	40人	111人	192人
要介護5	8人	6人	14人	16人	31人	65人	100人
合 計	54人	104人	269人	390人	680人	1,048人	1,213人
認 定 率	0.3%	2.5%	5.0%	9.4%	21.3%	46.0%	71.6%

④ 要介護度別サービス利用

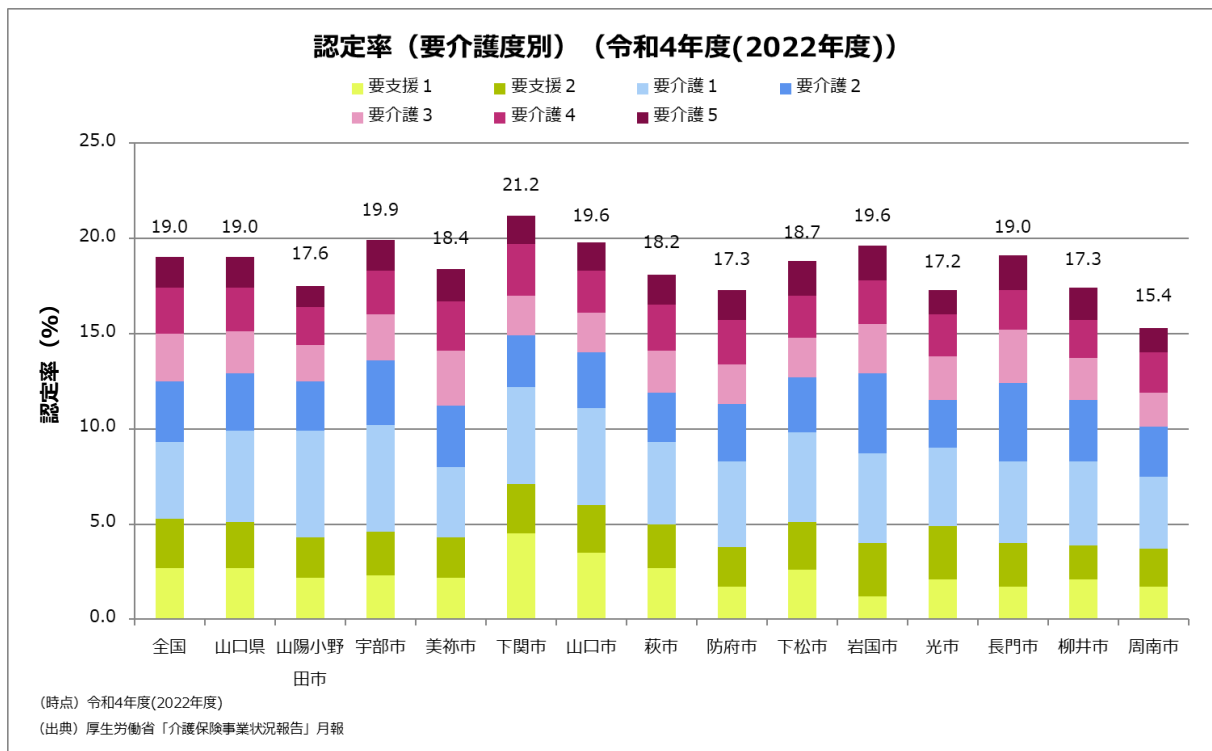
要介護度が重度化するほど施設サービスの利用割合が高くなる傾向にあります。



4 全国・山口県平均、山口県内13市介護サービス給付状況等比較

(1) 要介護認定率

本市の要介護認定率は、全国平均及び山口県平均より1.4%低い状況です。県内他市との比較は、最も高い市より3.6%低く、最も低い市より2.2%高い状況です。



(単位：%)

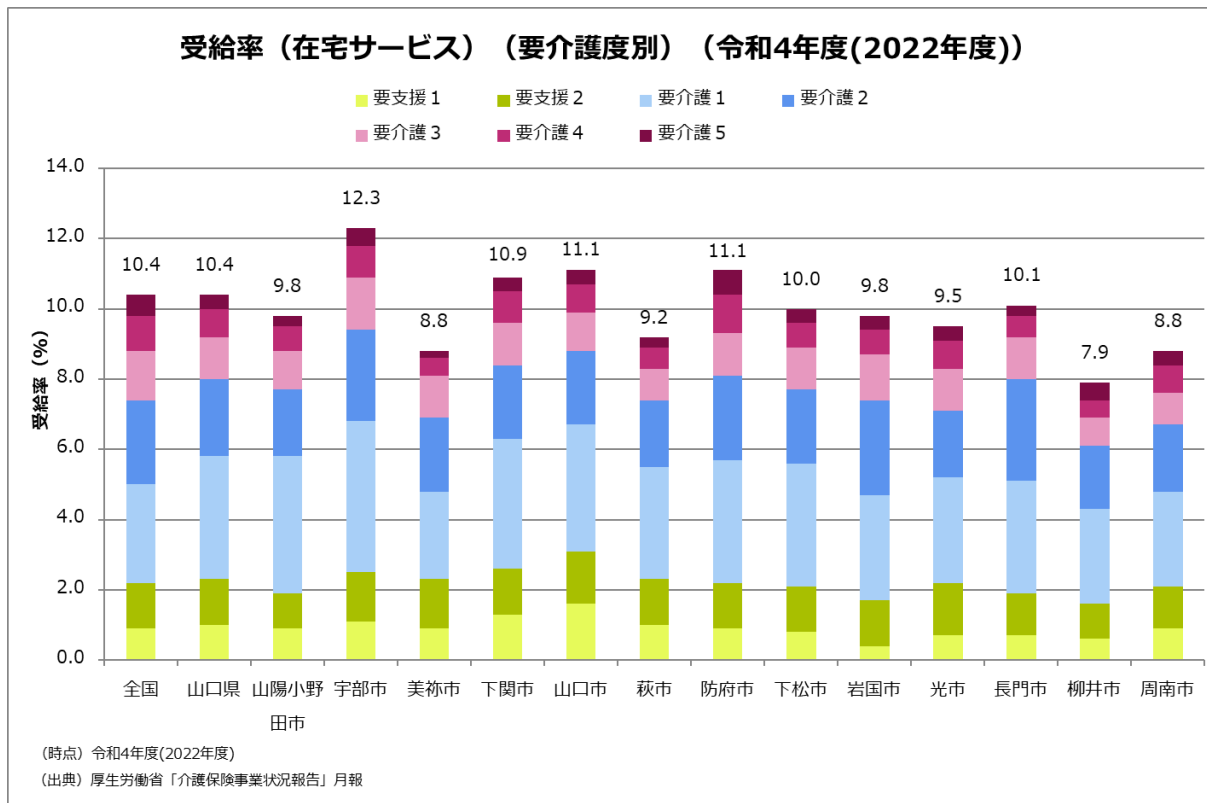
	全国	山口県	山陽小野田市	宇部市	美祢市	下関市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市	周南市
要支援1	2.7	2.7	2.2	2.3	2.2	4.5	3.5	2.7	1.7	2.6	1.2	2.1	1.7	2.1	1.7
要支援2	2.6	2.4	2.1	2.3	2.1	2.6	2.5	2.3	2.1	2.5	2.8	2.8	2.3	1.8	2.0
要介護1	4.0	4.8	5.6	5.6	3.7	5.1	5.1	4.3	4.5	4.7	4.7	4.1	4.3	4.4	3.8
要介護2	3.2	3.0	2.6	3.4	3.2	2.7	2.9	2.6	3.0	2.9	4.2	2.5	4.1	3.2	2.6
要介護3	2.5	2.2	1.9	2.4	2.9	2.1	2.1	2.2	2.1	2.1	2.6	2.3	2.8	2.2	1.8
要介護4	2.4	2.3	2.0	2.3	2.6	2.7	2.2	2.4	2.3	2.2	2.3	2.2	2.1	2.0	2.1
要介護5	1.6	1.6	1.1	1.6	1.7	1.5	1.5	1.6	1.6	1.8	1.8	1.3	1.8	1.7	1.3
合計認定率	19.0	19.0	17.6	19.9	18.4	21.2	19.6	18.2	17.3	18.7	19.6	17.2	19.0	17.3	15.4

※小数点第1位未満は四捨五入で表記

(2) 受給率

① 要介護認定者1人当たりの在宅サービス受給率

本市の要介護認定者1人当たりの在宅サービス受給率は、全国及び山口県より0.6%低い状況です。県内他市との比較は、最も高い市より2.5%低く、最も低い市より1.9%高い状況です。



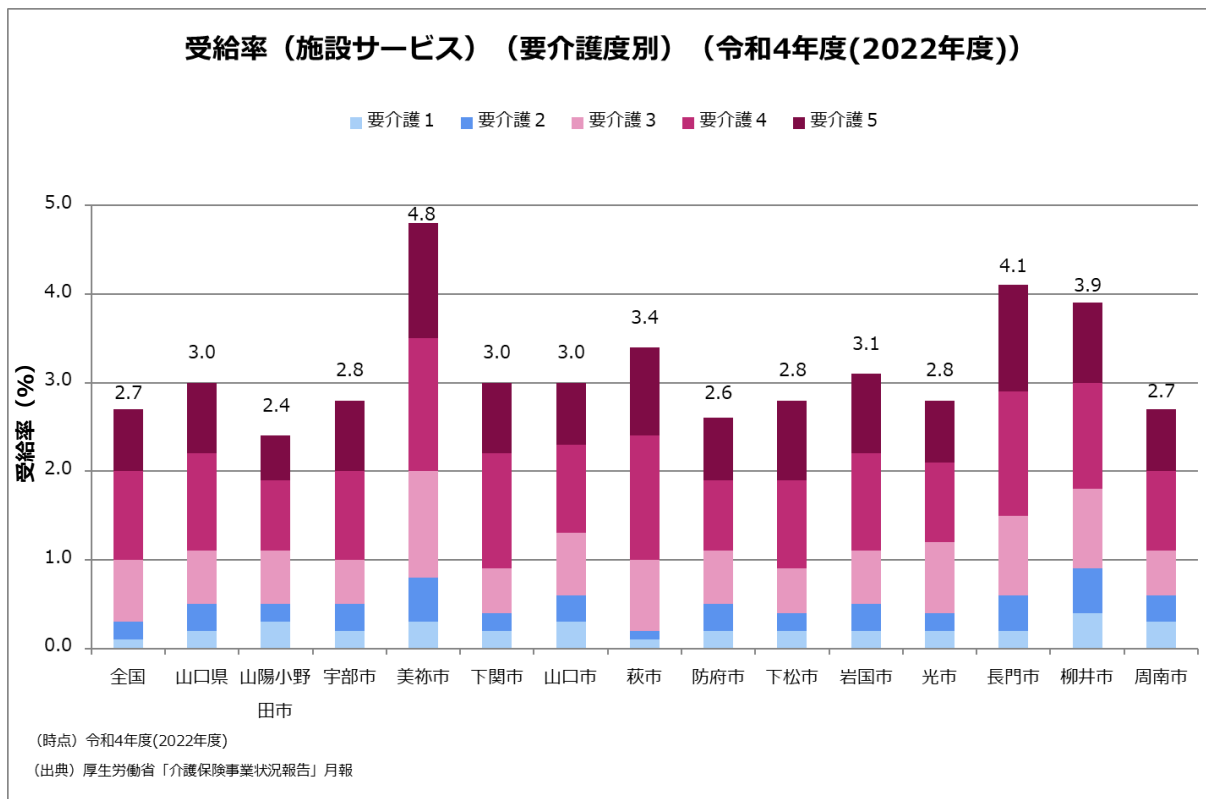
(単位：%)

	全国	山口県	山陽小野田市	宇部市	美祢市	下関市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市	周南市
要支援1	0.9	1.0	0.9	1.1	0.9	1.3	1.6	1.0	0.9	0.8	0.4	0.7	0.7	0.6	0.9
要支援2	1.3	1.3	1.0	1.4	1.4	1.3	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.5	1.2	1.0	1.2
要介護1	2.8	3.5	3.9	4.3	2.5	3.7	3.6	3.2	3.5	3.5	3.0	3.0	3.2	2.7	2.7
要介護2	2.4	2.2	1.9	2.6	2.1	2.1	2.1	1.9	2.4	2.1	2.7	1.9	2.9	1.8	1.9
要介護3	1.4	1.2	1.1	1.5	1.2	1.2	1.1	0.9	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2	0.8	0.9
要介護4	1.0	0.8	0.7	0.9	0.5	0.9	0.8	0.6	1.1	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.8
要介護5	0.6	0.4	0.3	0.5	0.2	0.4	0.4	0.3	0.7	0.4	0.4	0.4	0.3	0.5	0.4
合 計	10.4	10.4	9.8	12.3	8.8	10.9	11.1	9.2	11.1	10.0	9.8	9.5	10.1	7.9	8.8

※小数点第1位未満は四捨五入で表記

② 要介護認定者1人当たりの施設サービス受給率

本市の要介護認定者1人当たりの施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）受給率は、全国より0.3%低く、山口県より0.6%低い状況です。県内他市との比較は、最も高い市より2.4%低い状況です。



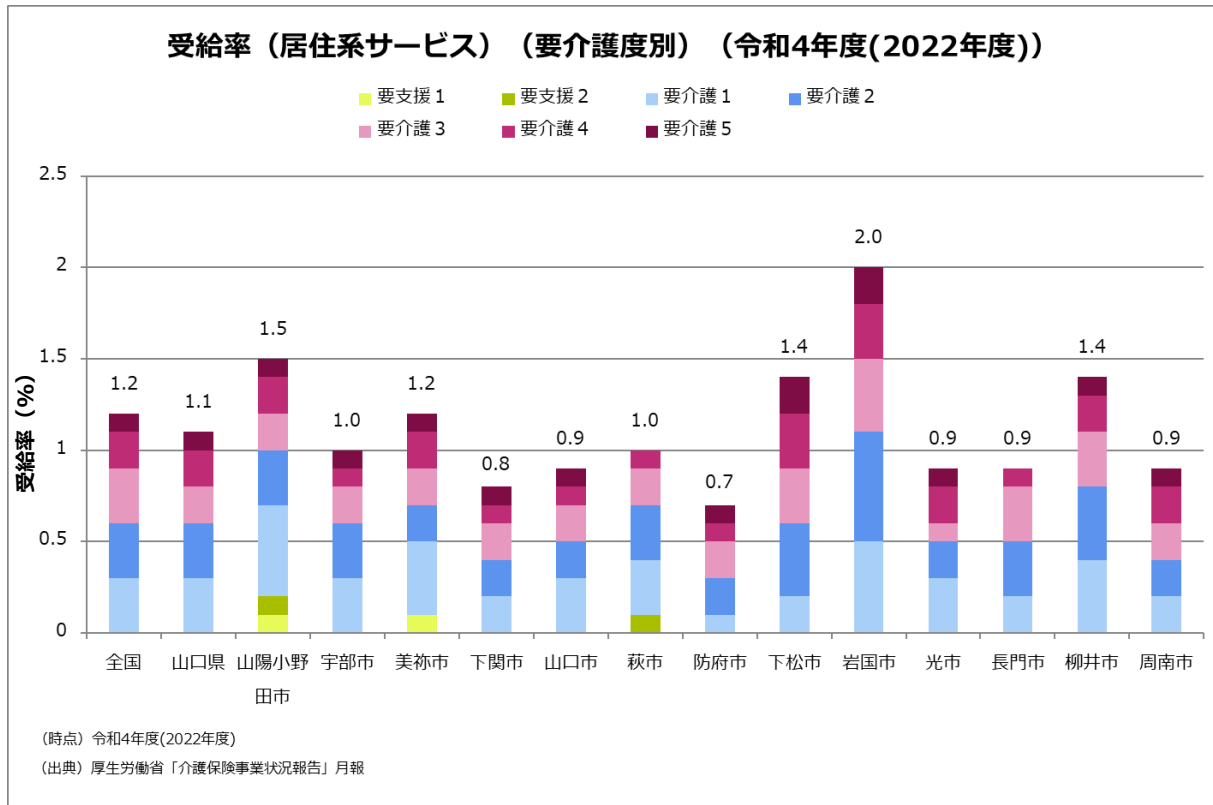
(単位：%)

	全国	山口県	山陽小野田市	宇部市	美祢市	下関市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市	周南市
要介護1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.3
要介護2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.5	0.2	0.3	0.1	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.5	0.3
要介護3	0.7	0.6	0.6	0.5	1.2	0.5	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.8	0.9	0.9	0.5
要介護4	1.0	1.1	0.8	1.0	1.5	1.3	1.0	1.4	0.8	1.0	1.1	0.9	1.4	1.2	0.9
要介護5	0.7	0.8	0.5	0.8	1.3	0.8	0.7	1.0	0.7	0.9	0.9	0.7	1.2	0.9	0.7
合 計	2.7	3.0	2.4	2.8	4.8	3.0	3.0	3.4	2.6	2.8	3.1	2.8	4.1	3.9	2.7

※小数点第1位未満は四捨五入で表記

③ 要介護認定者1人当たりの居住系サービス受給率

本市の要介護認定者1人当たりの居住系サービス(認知症対応型共同生活介護、特定入居者生活介護)受給率は、全国より0.3%高く、山口県より0.4%高い状況です。県内他市との比較は、最も高い市より0.5%低く、最も低い市より0.6%高い状況です。



（単位：％）

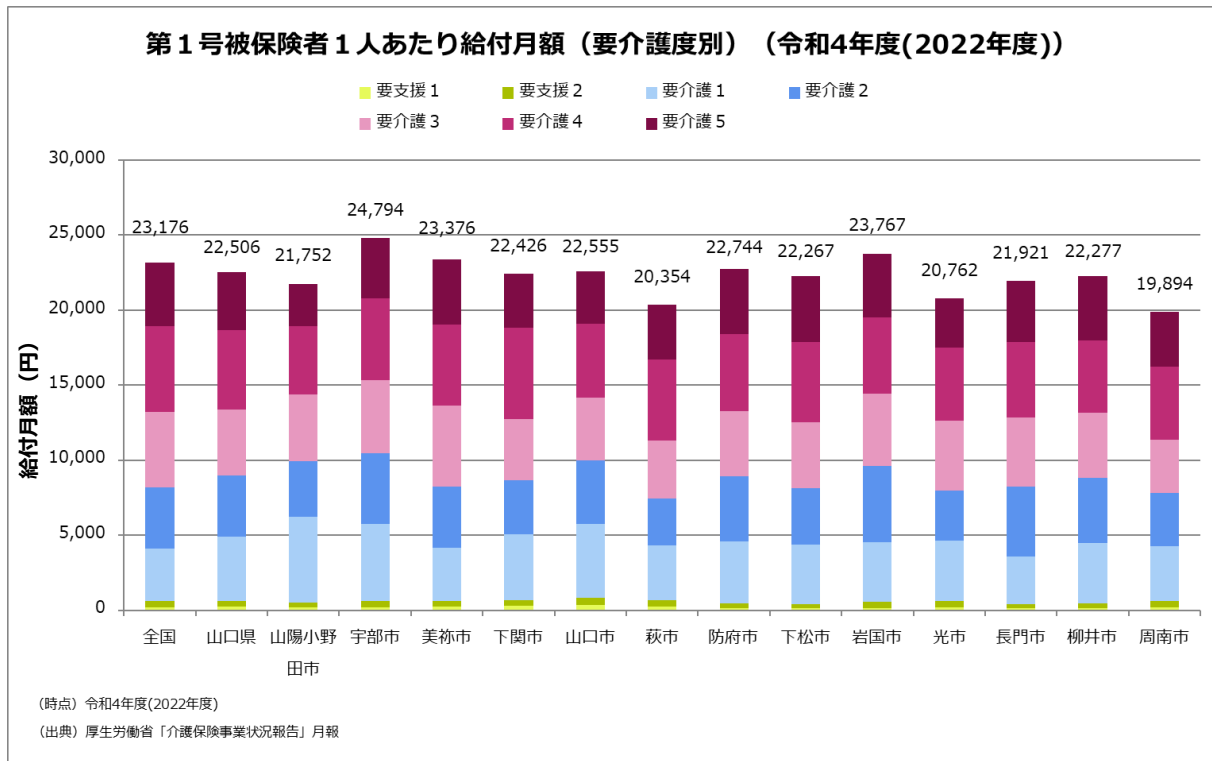
	全国	山口県	山陽小野田市	宇部市	美祢市	下関市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市	周南市
要支援1	0	0	0.1	0	0.1	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	0.3	0.3	0.5	0.3	0.4	0.2	0.3	0.3	0.1	0.2	0.5	0.3	0.2	0.4	0.2
要介護2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4	0.6	0.2	0.3	0.4	0.2
要介護3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.1	0.3	0.3	0.2
要介護4	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2
要介護5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0.1	0.2	0.2	0.1	0	0.1	0.1
合 計	1.2	1.1	1.5	1.0	1.2	0.8	0.9	1.0	0.7	1.4	2.0	0.9	0.9	1.4	0.9

※小数点第1位未満は四捨五入で表記

(3) 給付月額

① 第1号被保険者1人当たりの給付月額

本市の第1号被保険者1人当たりの給付月額は、全国より1,424円低く、山口県より754円低い状況です。県内他市との比較は、最も高い市より3,042円低く、最も低い市より1,858円高い状況です。



(単位：円)

	全国	山口県	山陽小野田市	宇部市	美祢市	下関市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市	周南市
要支援1	211	218	204	204	214	277	359	237	150	132	128	175	128	141	195
要支援2	420	381	327	427	422	363	488	414	278	251	417	442	269	303	398
要介護1	3,463	4,321	5,677	5,093	3,497	4,431	4,899	3,651	4,162	3,962	3,978	3,994	3,155	4,026	3,647
要介護2	4,093	4,072	3,738	4,749	4,120	3,573	4,214	3,129	4,340	3,782	5,103	3,363	4,658	4,363	3,587
要介護3	5,047	4,360	4,437	4,877	5,391	4,116	4,182	3,897	4,346	4,375	4,782	4,678	4,649	4,302	3,517
要介護4	5,700	5,298	4,544	5,423	5,410	6,063	4,921	5,370	5,142	5,342	5,105	4,821	5,019	4,836	4,899
要介護5	4,242	3,856	2,825	4,021	4,322	3,603	3,492	3,656	4,326	4,423	4,254	3,289	4,043	4,306	3,651
合計	23,176	22,506	21,752	24,794	23,376	22,426	22,555	20,354	22,744	22,267	23,767	20,762	21,921	22,277	19,894

※小数点第1位以下は四捨五入で表記

5 第8期計画の取組状況及びアンケート調査等を踏まえた課題の整理

第8期計画中の取組状況やアンケート調査結果等を踏まえ、第8期計画の基本事業に沿って、その課題を整理しました。

※評価指標の令和5年度の数値は、令和5年10月現在の見込値です。

(1) 生涯現役社会づくりの推進

【評価指標】

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護支援ボランティア登録者数	目標値	250人	260人	270人
	実績	175人	157人	143人

本市では、介護支援ボランティア事業や、生きがい健康づくり推進事業等、高齢者がいきいきと自分らしく暮らすことができるよう、社会参加や地域貢献等様々な分野で活躍できる環境づくりを進めてきました。しかし、現在、老人クラブ数や老人クラブ加入者数は減少しており、介護支援ボランティア登録者数も減少傾向であり、第8期計画の目標の達成はできていません。今後、どのようにして高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験等を発揮できる活躍の場、社会参加の場を充実させ、その参加者を増やしていくかが課題です。

(2) 高齢になっても住みよい地域づくり

【評価指標】

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第二層協議体設置数	目標値	11か所	11か所	11か所
	実績	8か所	9か所	9か所
安心相談ナースホン利用者数	目標値	370人	387人	405人
	実績	322人	340人	387人

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような「地域包括ケアシステム」を推進していくために、主に次の柱に沿って実施してきました。

① 地域包括支援センター体制の強化

高齢者に対する様々な相談を受け適切なサービス等に繋ぎ、継続的かつ専門的に支援を行うために地域包括支援センターの機能の充実を図ってきました。

総合相談延件数は徐々に伸びてきており、また、ニーズ調査によると、家族や友人知人以外で、何かあった時に相談する相手として「地域包括支援センター等」と回答した人は、前回調査の 11.1%から 14.6%と伸びてきています。しかし、「相談する人がいない」と回答した人は 36.6%、また、地域包括支援センターについて「知っている」と答えた人は 27.2%であったことから、更なる周知に努め、全ての高齢者が適切な時期に適切な相談等につながる体制づくりの充実と周知が必要です。

また、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに重層的かつ安定的に対応し続けていくための機能や体制づくりが必要です。

② 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進協議会及びその作業部会において、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護連携体制の構築に努めてきました。その中で「山陽小野田市の医療と介護の提供体制のめざすべき姿」について多職種で協議決定し、めざすべき姿に向けた多職種研修会や市民に向けた普及啓発を実施してきました。

ニーズ調査では、人生の最期を迎えたい場所について「自宅」と回答した人は 50.3%でした。また、介護が必要な状態となった場合「施設で暮らしたい」と回答した人の理由のうち「病状が急変した時に不安」「急変時に入院できるか不安」が合わせて 41%でした。自分が生活していきたい場所を選択することが可能となるように、更なる医療と介護の連携強化を進めるとともに、その体制を市民にも周知していくことが必要です。

③ 生活支援サービスの体制整備・高齢者の居住、生活環境の整備事業

「協創によるまちづくり」の理念につながる取組を推進していくことにより、支えあいのまちづくりを目指し、その一つの取組として、令和 4 年度までに第二層協議体^{*}を全 11 地区中 9 地区に設置しましたが、第 8 期計画の目標 11 地区設置には至っていません。

ニーズ調査では、普段の困りごとへの回答は、「重い物の移動」や「草取り・草刈り」等日常的な支援が上位を占めており、また在宅介護調査では、在宅生活の継続に必要と感じる保険外の支援についての回答の上位は「見守り・声かけ（12.9%）外出同行（通院、買い物など）（10.5%）、配食（9.7%）であり、今後高齢者が地域で暮らし続けていくための一つの要素として、介護保険制度だけ

でなく日常的な支援が必要となってくることが示唆されます。一方で、まわりで困っている高齢者がいた時に、あなたができる支援はありますかの問いに対し「はい」と回答した人が 54.3%、その支援内容の回答の上位は「見守り・声掛け（53.4%）」「話し相手（48.6%）」「ゴミ出し（32.3%）」となっています。今後ますます進む高齢社会に向け、無理なくできることをお互いに助け合えるような支えあいづくりを、地域の実情に応じ、また今後本市が進めていく地域運営組織※（以下「RMO」）の流れと連携しながら進めていくことが必要です。

また、今後高齢者施策で特に力を入れてほしい項目の回答の上位は「安心して外出できる移動手段の確保（26.1%）」、「家族による介護を援助する福祉サービスの充実（24.3%）」でした。生産人口の減少などにより介護人材の確保が喫緊の課題とされる中、地域での支えあいの仕組み構築を加速化するとともに、時代や地域のニーズ変化に沿った福祉サービスの充実が必要です。

④ 権利擁護推進事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を守るための取組を進め、令和 4 年 3 月に市成年後見制度利用促進基本計画を策定するとともに、権利擁護支援の中核機関として成年後見センター※を設置し、権利擁護支援の体制整備とネットワーク構築に努めてきました。

ニーズ調査では、成年後見制度を知っていますかの問いに「いいえ」と回答した人が 47.3%でした。現在、徐々に後見制度の相談件数や、市長申し立て件数も増えており、また虐待の相談件数も増えているなか、より一層の体制強化と周知が必要です。

⑤ 地域ケア会議※推進事業

ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域での生活が続けることができるよう、地域全体で支援していくことを目的に地域ケア会議を実施してきました。

地域ケア会議の個別事例検討は、多職種参加により、課題の解決と、自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機会として活用されています。

今後は、個別事例を通じて把握できた地域課題の分析とその課題を地域と共有し、課題解決につなげていく取組が必要です。

(3) 介護予防の推進

【評価指標】

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
住民運営通いの場の 設置数	目標値	93 か所	100 か所	107 か所
	実 績	90 か所	88 か所	93 か所
介護予防応援隊 養成者数	目標値	152 人	172 人	192 人
	実 績	141 人	164 人	177 人

高齢になっても自分らしく健やかに生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸に向けたスマイルエイジングの取組を高齢分野においても推進してきました。しかし、令和2年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの市民が長期にわたる外出自粛生活を余儀なくされ、そのことが特に高齢者の健康状態に影響を及ぼすことを危惧しています。第8期計画中の取組はその影響もあり、目標の達成はできておらず、また各種事業も計画通り実施できない状況でした。

ニーズ調査では転倒リスクや認知機能の低下、うつ傾向を示す高齢者の割合が、いずれも4割を超えていることから、コロナ禍の影響による健康二次被害防止の観点からも、より一層介護予防に力を入れて取り組む必要があります。

また、支えあいなどの仕組みづくりへの参加が自身の介護予防にもつながることの周知や、対面の集まりが困難でも人との交流を感じられるような方法なども検討していく必要があります。

(4) 認知症施策の推進

【評価指標】

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症サポーター 養成講座 延べ受講者数	目標値	9,200 人	10,200 人	11,200 人
	実 績	9,702 人	10,422 人	10,698 人
見守りネットさんよう おのだ登録者数	目標値	1,200 人	1,300 人	1,400 人
	実 績	1,310 人	1,483 人	1,483 人

認知症施策として、認知症初期集中支援チーム[※]の設置や認知症支援ネットワーク会議など、関係機関と連携した認知症の人を支える体制や、認知症サポーター養成講座等、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成に向けた取組を行ってきました。見守りネットさんようおのだ[※]登録数は目標値を上回る登録があるなど、地域で認知症

高齢者を見守るネットワークは徐々に広がりつつあります。

ニーズ調査では、認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいる場合でも「認知症の相談窓口を知らない」と回答している人が50.2%でした。また、在宅介護調査では、介護者が不安に感じる介護については「認知症への対応」が最も多く、今後の認知症高齢者の増加に備え、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくりをより一層強化するとともに、認知症になっても安心して自分らしく暮らせる地域づくり、また認知症の人を介護する人が介護しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(5) 介護（予防）サービスの充実・介護保険の円滑な運営

【評価指標】

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所数	目標値	5事業所	5事業所	5事業所
	実績	5事業所	5事業所	5事業所
地域密着型介護サービスにおける居住施設の事業所数	目標値	10事業所	10事業所	10事業所
	実績	10事業所	10事業所	10事業所

【評価指標】

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護保険料 現年度分収納率	目標値	99.0%を維持	99.0%を維持	99.0%を維持
	実績	99.6%	99.6%	99.6%
ケアプラン及び 介護サービス提供の適 正化件数	目標値	430件	430件	430件
	実績	367件	335件	350件

たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、必要で適切な介護サービスが提供できるよう努め、評価指標に掲げていた地域密着型介護サービス等の事業所数は確保できています。今後は適正にサービスが提供されるように、介護の質の確保・向上を図っていく必要があります。

ニーズ調査では、介護が必要な状態となった場合、どこで介護を受けたいかについて「家族や在宅サービスを利用しながら自宅で暮らしたい」が54.5%、「施設で暮ら

したい」が 24.2%となっています。これら様々な市民のニーズを踏まえながら、介護保険事業の計画的な整備に取り組むことが必要です。

また、サービスが必要な人に適切なサービスがつながるよう、より一層介護保険制度等の周知に努めるとともに、ケアプランの点検等、自立支援に向けたサービス提供が確保されることを前提に、介護保険制度の持続の観点から費用面も踏まえた、介護給付費の適正化に向けた取組も進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らし続けることのできるまち

本市の総合計画「第二次山陽小野田市総合計画」における基本施策である「高齢者福祉の充実」のあるべき姿を第9期計画の基本理念とします。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けては、後期高齢者人口が増加し、医療や介護の両方を必要とする高齢者や認知症高齢者が増加する一方で、介護人材等の担い手となる生産年齢人口の減少が見込まれています。

このような中、本市においても、これまで以上に中長期的な視点で、介護サービス基盤の整備と地域包括ケアシステムの深化・推進を一体的に取り組んでいく必要があります。地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた基盤となるものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」の関係を越えて、地域住民や多様な主体がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域を創っていくものです。

これらを踏まえ、第9期計画の基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らし続けることのできるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるまちづくりを目指します。



2 基本目標と施策体系

基本理念	基本目標	基本事業
高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らし続けることができるまち	基本目標1 生涯現役づくりの推進	1. 高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業 2. 高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業 3. 老人福祉作業所維持整備事業
	基本目標2 高齢になっても住みよい地域づくり	1. 地域包括支援センター運営事業 2. 在宅医療・介護連携推進事業 3. 生活支援サービスの体制整備事業 4. 権利擁護推進事業 5. 高齢者の居住、生活環境の整備事業
	基本目標3 介護予防の推進	1. 高齢者の介護予防事業 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	基本目標4 認知症施策の推進	1. 認知症施策推進事業
	基本目標5 介護（予防）サービスの充実	1. 介護保険給付事業 2. 地域密着型サービス事業
	基本目標6 介護保険の円滑な運営	1. 介護給付・介護サービス適正化事業 2. 介護保険管理事業

第4章 基本目標ごとの施策

基本目標1 生涯現役社会づくりの推進

本市では、心身の健康を保ち、誰もが笑顔で年を重ねていける「スマイルエイジング」に積極的に取り組むことにより、健康寿命の延伸を目指しています。高齢者が、いきいきと自分らしく暮らすことができるよう、社会参加や地域貢献など様々な分野で活躍できる環境づくりを進め、生涯現役社会づくりを推進します。

【目標指標】

指 標	現 状	目 標
生きがいがある人の割合（※）	49.8%	60%
現在の健康状態（とてもよい、まあよいの割合）（※）	68.5%	70%

（※）ニーズ調査

- （１） 高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業
- （２） 高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業
- （３） 老人福祉作業所維持整備事業

関係機関と連携し、地域における福祉活動の情報発信や支援に努め、ボランティア活動の機会と場の提供、高齢者が生きがいをもって活動する場の確保と事業の充実に努めます。

【主な事業内容】

介護支援ボランティア活動事業	山陽小野田市社会福祉協議会（以下「社協」）にいきいき介護サポーターとして登録し、指定された介護施設等で施設行事の手伝いやレクリエーション、入所者の話し相手などの活動をされた方に対し、その活動に応じてポイントを付与し、付与されたポイント数に応じた交付金を交付します。
敬老事業運営補助事業	地区社会福祉協議会又は RMO が主体的に実施する敬老事業の運営に対し、補助金を交付します。
敬老月間啓発事業	9 月の敬老月間に併せて、敬老ポスターの募集を行うとともに、100 歳を迎える高齢者への市長表敬訪問等、敬老意識を醸成するための事業を実施します。
高齢者団体（老人クラブ等）の活性化事業	高齢者が活動できる場を確保し、高齢福祉の増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、活動支援の補助金を交付します。

生きがい健康づくり推進事業	高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもって活動ができるよう、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等の実施を委託します。
老人福祉作業所維持整備事業	高齢者の福祉の増進及び生きがいの向上を図るため、老人福祉作業所を設置し、運営支援を行います。

【現状と課題】

- ニーズ調査では、「健康づくり活動や趣味等のグループ活動へ参加者として参加してみたいですか」の問いに対し、「是非参加したい、参加してもよい」と答えた人が46.6%となり、「企画・運営（お世話役）として参加してみたいですか」の問いに対し、「是非参加したい、参加してもよい」と答えた人が25.6%となっています。
また、「地域活動への参加頻度」と「健康状態」を分析すると、週1回以上参加している人の方が、週1回以上参加していない人より、健康状態は「とてもよい、まあよい」の割合が多い傾向が確認できました。（週1回以上参加している：とてもよい、まあよいの合計75.2%、週1回以上参加していない：とてもよい、まあよいの合計65.9%）
- 介護支援ボランティアについては、新型コロナウイルス感染症の影響から主な活動の場である福祉施設での受け入れが困難だったこと等の理由で、登録者が減少しており、コロナ前の活動に戻していくことが課題となっています。
- 老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施しています。高齢化や新型コロナウイルス感染症による活動自粛等の要因から、老人クラブ数や老人クラブ加入者数の減少が続いています。
高齢者の活躍の場、社会参加の場を充実させていくため、参加者を増やしていくことと、お世話役となる人を確保することが課題となっています。
- 敬老関連事業については、これまで地区社会福祉協議会が中心となり、地域主体で敬老事業（敬老会、敬老祝い品の配布等）が実施されてきました。本市では、現在各地域でRMOの立ち上げに向けて検討が進められていることから、地域の実情に応じた実施方法を考えていく必要があります。
- 老人福祉作業所については、陶芸、教養講座、社会奉仕活動等に活用されていますが、より多くの高齢者に参加してもらえるような取組と施設の老朽化対策が課題となっています。

【今後の方針】

- ニーズ調査の結果から、介護支援ボランティアや老人クラブ等が実施する活動に参加するメリットを周知する等、潜在的な参加希望者やお世話役の候補者を実際の活動に繋げていく取組が必要です。
- 敬老関連事業については、更なる敬老意識の醸成を図るため、取組を継続していく必要があります。また、RMOが立ち上がっていない地域に対しても、これまで

と同様に敬老事業の支援を継続していく必要があります。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
介護支援ボランティア登録者数（1号・2号）	175 人	157 人	143 人	196 人	250 人	270 人
介護支援ボランティア活動実人数（1号・2号）	38 人	56 人	60 人	60 人	60 人	60 人
敬老事業実施地区数	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区	11 地区
生きがい健康づくり推進事業参加者数（※）	354 人	423 人	670 人	670 人	670 人	670 人

（※）老人クラブ大会、グラウンドゴルフ大会、はつらつシニアスポーツ大会参加者数

基本目標2 高齢になっても住みよい地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を実現できるよう、地域の多様な主体による生活支援を確保できるようにしていきます。高齢者の相談支援体制の強化を図るとともに、医療・介護の多職種連携により在宅介護を支える体制の充実を図ります。

【目標指標】

指 標	現 状	目 標
地域包括支援センターを知っている人の割合（※）	27.2%	35%
家族や友人知人以外で何かあったときに相談する相手が地域包括支援センターと回答した人の割合（※）	14.6%	20%
成年後見制度を知っている人の割合（※）	43.5%	50%
人生の最終段階における介護・医療について考えたことがある人の割合（※）	56.2%	60%

（※）ニーズ調査

（1） 地域包括支援センター運営事業

高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に対する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的かつ専門的に支援を行うために地域包括支援センターの機能を充実させています。

【主な事業内容】

総合相談・支援事業（地域包括支援センターの充実）	家庭訪問や来所相談、電話相談等により高齢者に対する様々な相談を受け、関係機関と連携を取りながら適切なサービス等へつなぐことで、高齢者が安心して生活できるように支援します。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	個々の介護支援専門員の日常的な業務に関する相談・助言、資質向上のための研修会の開催などを通して、地域の介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントが実施できるよう支援します。また、主任介護支援専門員の実践力向上のための支援及び情報交換を行います。
地域ケア会議推進事業	介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域での生活を続けることができるよう地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていくよう進めます。

【現状と課題】

- ニーズ調査では、家族や友人・知人以外で相談する相手として「地域包括支援センター・役所・役場」と回答した人は14.6%、「地域包括支援センターのことを知らない」と回答した人は25.1%であったことから、高齢者の相談窓口としての地域包括支援センターの更なる周知が必要です。
- 在宅介護調査では、要介護者本人の年齢別・主な介護者の年齢では、本人が70歳代の場合、介護者が70歳以上は47.0%、本人が90歳以上の場合、介護者が70歳以上は40.2%となっており、老々介護の課題を抱えていると考えられます。
- 在宅介護調査では、要介護度別・サービス未利用の理由が、どの介護度も「本人にサービス利用の希望がない」が最も高い割合となっており、次いで、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」「家族が介護をするために必要ない」となっています。
- 介護支援専門員の資質向上のために医療・介護等の専門職の多職種によるケアプラン（居宅介護支援計画）の検証を実施し、事例検討を行うとともに地域ケア個別会議を実施しています。また、介護支援専門員業務の円滑な実施を支援するための連絡会を行っています。
- 地域ケア会議を充実させることで個別事例を通じた地域における課題把握等を行っています。特に把握された地域課題を地域づくりや社会資源の開発に結びつけていくことで、地域包括ケアシステムの推進を図る必要があります。

【今後の方針】

- 今後高齢化が一層進む中で、高齢者が高齢者を介護する老々介護が増えていくことが予測されます。更に認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなどの家族介護者支援、重層的支援体制整備事業※において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者、一人親家庭やこれらが複合したケースなどに対応するため、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要です。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進めていきます。
- 介護者の負担軽減のためにも、要介護者本人の意向や置かれている環境を加味しながら、適切なサービスにつなげていく必要があるとともに、サービスに結びつかない要因を取り除いていくことも大切です。
- 地域包括支援センター運営協議会や地域包括支援センターの事業評価により運営評価を行い、機能強化に向けた方向性の見直しの検討など、より充実した機能を果たしていくための取組を実施します。地域のつながり強化という観点からも、地域包括支援センターが居宅介護事業所や介護施設、他の相談機関など、地域の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能の強化を図っていきます。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、社会資源に関する情

- 報を提供するなどケアマネジャーの支援を行うとともに、連絡会や研修などを開催し、自立支援に資するケアマネジメント実践が可能となる環境を整えていきます。
- 地域ケア会議のほか、生活支援コーディネーターや協議体などとも地域課題の分析を行うことで支援策を検討し、政策提言につながるような具体的な施策へ反映させていきます。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
総合相談延べ件数	2,518 件	2,619 件	2,100 件	2,650 件	2,670 件	2,680 件
ケアマネジャー連絡会の市内の事業所参加率	70.6%	66.7%	69.6%	70%	72%	75%
介護予防のための地域ケア個別会議取扱事例件数	106 件	91 件	60 件	70 件	80 件	90 件

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護提供体制の構築を推進するために、医療や介護施設等関係機関と、地域における現状と課題の抽出、対応可能な解決策の協議を行うとともに、医療・介護関係者の情報共有の支援や、地域住民や医療・介護関係者に向けた研修、普及啓発を行っています。

【主な事業内容】

在宅医療・介護連携推進事業	現状分析・課題抽出・施策立案
	・地域の医療・介護の資源の把握 ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進
	対応策の実施
	・在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ・地域住民への普及啓発 ・医療・介護関係者の情報共有の支援 ・医療・介護関係者の研修
	対応策の評価・改善

【現状と課題】

- ニーズ調査では、介護や医療が必要になった場合、どこで介護を受けたいかについて、「家族や在宅サービスを受けながら自宅で暮らしたい」が54.5%、人生の最期を迎えたい場所について、「自宅」が50%でした。一方、施設で暮らしたいと考える理由のうち「病状が急変した時に不安」、「急変時に入院できるか不安」が併せて41%だったことから、さらなる医療と介護の連携強化の推進と取り組み内容についての市民への周知が必要です。
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けることができるよう、本市の在宅医療と介護の提供体制のめざすべき姿を、医療・介護関係者で話し合い決定しました。今後、めざすべき姿の実現のために関係者で連携し具体的な取組を実施していく必要があります。
- 取組内容の充実を図りつつ、PDCA サイクルに沿った取組を継続的に行うことによって、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することが重要です。

【今後の方針】

- 医療や介護が必要な高齢者を地域で支えるため、研修会等を通して医療・介護関係者との顔の見える関係づくりを進め、連携体制を強化するとともに、取組内容についての市民の周知を行います。
- 在宅医療と介護の提供体制のめざすべき姿の実現のため、具体的な取組を実施するとともに、取組の評価を行うことで、事業の見直し・改善を行います。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
多職種連携研修会参加延べ人数	216 人	174 人	200 人	250 人	300 人	300 人
市民への普及啓発事業延べ参加人数	0 人	161 人	160 人	170 人	180 人	190 人

山陽小野田市の医療と介護の提供体制のめざすべき姿

● 日常療養支援

本人、家族、多職種が顔の見える関係を築くことによって、必要時、情報共有を行うことができるようになり、迅速な支援につながる。

● 入退院支援

入退院時に関係機関に情報共有を速やかに行うことでスムーズな退院支援ができ、本人、家族が希望する場所で生活ができる。

● 急変時の対応

急変時に、医療・介護・消防が必要な情報を共有でき、その人にとって適切な医療・介護が受けられる。

● 看取り

本人と家族が望む最期を選ぶことができ、多職種がその思いを共有し、相談したい時にいつでも相談できることで、安心して最期を迎えることができる。

(3) 生活支援サービスの体制整備事業

高齢者世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域における多様な日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることが求められています。

【主な事業内容】

生活支援サービスの体制整備事業	地域住民や各種団体、企業関係者など様々な人々が連携し、情報の共有や連携を図る「協議体」の設置や、生活支援等サービス提供体制の構築に向けたコーディネートやネットワーク構築の機能を持つ「生活支援コーディネーター」を設置し、支え合いの地域づくりに取り組みます。
-----------------	---

【現状と課題】

- 高齢化、核家族化に伴い、在宅生活継続のために求められている支援は地域により様々です。地域に合った見守りや助け合いの仕組みを社協と連携して充実させていく必要があります。

現在、社協と連携し市全域を対象とした第一層協議体（山陽小野田市支え合いの地域づくり推進協議体）は設置しましたが、第二層協議体については、全11地区の設置までには至っていない状況です。

【今後の方針】

- 地域での支え合いを含めた社会資源の開発、担い手の発掘と必要な人に効果的な支援を進めていくための取組の一つとして、これまでも小学校区ごとに第二層協議体の設置に取り組んできました。

ニーズ調査からは、普段の困りごとと、困っている高齢者がいたときにできる支援には、共通点が見られます。今後、高齢化と人口減少が見込まれる中、住み慣れた地域でその人らしい生活が続けることができるよう、RMOの流れと連携しながら、各地域のニーズに応じた支え合いの仕組みや居場所づくりを推進していく必要があります。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
第二層生活支援コーディネーター数	8 人	9 人	9 人	11 人	11 人	11 人

第二層協議体設置数	8 か所	9 か所	9 か所	11 か所	11 か所	11 か所
-----------	------	------	------	-------	-------	-------

(4) 権利擁護推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、高齢者虐待防止対策の推進と成年後見利用促進に向けた取組などを通して、高齢者の権利擁護を推進します。

【主な事業内容】

権利擁護事業	高齢者虐待防止及び早期発見のため、広く高齢者虐待に関する普及啓発を行うとともに、通報があった場合には、高齢者と養護者に対する速やかな支援を行います。また、高齢者を標的とした、悪質商法による消費者被害の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用が必要な方が、制度を利用できるよう、広く市民へ制度の周知を行うとともに、安心して制度を利用できるよう、関係機関とのネットワークを構築します。また、身寄りがないなど、成年後見制度の申立てが難しい場合の市長申立てや、一定の要件を満たす方に、成年後見制度利用に係る費用の助成を行います。

【現状と課題】

- 後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれています。そのような方は、医療や介護など必要なサービス利用に係る手続きなどが難しく、必要なサービスにつながっていないことがあります。
- 本市では、令和4年3月に山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市基本計画」）を策定し、取り組みを推進する中核機関として成年後見センター※を設置しています。成年後見センターを中心に、関係機関と連携しながら、認知症などで判断能力が十分でない高齢者への成年後見制度利用支援に取り組んでいるところですが、ニーズ調査では、成年後見制度を知っている人の割合が43.5%と、市民への周知は十分とは言えない状況です。
- 成年後見市長申立て件数や、虐待対応件数も増加傾向にあることから、高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ安心して生活ができるよう、成年後見制度利用促進や高齢者虐待防止への取り組みを強化するとともに、関係機関とのネットワークを構築し、権利擁護を推進するための普及啓発と体制整備の強化を図る必要があります。

【今後の方針】

- 策定した市基本計画に基づき、成年後見センターを中心として、市民への制度の周知と理解を促すとともに、誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備と、関係機関と連携して権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。
- 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化を図るため、高齢者虐待の対応窓口の周知徹底、住民への普及啓発、介護事業者への虐待防止法の周知、高齢者虐待の早期発見・見守り、介入支援を図るためのネットワークの構築を図ります。
- 養護者による高齢者虐待への対応強化のため、適切な行政権限の行使による高齢者の保護及び養護者への支援を行います。養介護施設従事者による高齢者虐待への対応強化についても、県と連携して取り組むとともに、サービス事業所における虐待防止対策を推進します。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
成年後見利用促進協議会開催回数	-	3 回	2 回	2 回	2 回	2 回
虐待防止協議会開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

(5) 高齢者の居住、生活環境の整備事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対する生活支援等の事業を行います。

【主な事業内容】

安心相談ナースホン設置事業	ひとり暮らしの高齢者等が在宅で安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報装置である安心相談ナースホンの設置費用の一部又は全部を助成します。
家族介護支援事業	在宅高齢者等の家族介護者に対して、介護者の精神的、身体的な負担軽減を図るため、介護者交流事業や介護教室を実施します。
紙おむつ等支給事業	紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等を介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品を支給するため、助成券を交付します。

老人保護措置事業	経済的、環境的事由等により、在宅生活が困難な高齢者等に対して、本人や家族の申込みに基づき、所定の手続きを経て、養護老人ホームへの入所を行います。
高齢者実態把握	高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し、高齢者福祉施策の基礎資料とするため、民生児童委員による訪問調査を実施します。
寝具乾燥洗濯消毒サービス	身体上又は精神上の障害により、寝具類の衛生管理を行うことが困難な高齢者等に対し、寝具類の洗濯及び乾燥サービスを提供し、その費用の一部を助成します。
訪問理美容サービス	身体上又は精神上の障害により、理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、理美容師が居宅に訪問して理美容サービスを提供する費用のうち、訪問に係る費用を助成します。
福祉電話利用助成事業	低所得のひとり暮らし高齢者等の安否確認や緊急連絡の手段の確保を図るため、電話を無料で貸与し、毎月の基本料金を助成します。
高齢者相談事業	高齢者の生活支援の促進及び地域福祉の向上を図るために、市内の会場に民生児童委員等が出向き、来場者の生活上の心配ごと、悩みごとの相談事業を実施します。
緊急時短期入所事業	介護保険の支給限度額の上限を超えている要介護（要支援）認定者が、介護者の疾病等の理由により介護を受けることが困難になった場合に、介護老人福祉施設等において短期入所サービスを提供し、その費用の一部又は全部を助成します。
生活管理短期入所事業	要介護（要支援）認定者を除く市民税非課税世帯に属する高齢者で、日常生活を営むのに支障があると認められる人が、一時的に養護が必要となった場合に、養護老人ホームにおいて短期入所サービスを提供し、その費用の一部又は全部を助成します。

【現状と課題】

- ニーズ調査では特に力を入れてほしい高齢者施策（サービス）として、「安心して外出できる移動手段の確保」、「家族による介護を援助する福祉サービスの充実」、「在宅医療（訪問診療・訪問看護等）の充実」、「緊急時に通報ができる装置等の貸与」、「高齢福祉の相談ができる窓口の充実」が高い割合となっています。
- 安心相談ナースホン設置事業については、高齢者等の急病等緊急時に迅速に対応するために有効な手段となります。安心相談ナースホンの登録者数は増加傾向にあり、今後も関係機関と連携してサービスの利用者増加に努めるとともに、高齢者の家族にも安心相談ナースホンの認知度を高めていく必要があります。

- 寝具乾燥洗濯消毒サービス、家族介護支援事業、紙おむつ等支給事業については、利用者数は大きく変化していませんが、ニーズ調査では、特に力を入れてほしい高齢者施策（サービス）の問いに対し、「家族による介護を援助する福祉サービスの充実」と答えた人が 24.3%と高い割合となり、介護保険サービス以外の本人や介護者を支援するインフォーマルなサービスのニーズは高いことが伺えます。

【今後の方針】

- 安心相談ナースホン等高齢福祉サービスについては、一般市民も含めた制度の周知を行い、利用者数の増加に努めていきます。
- 高齢者が自立した生活が継続できるよう様々なニーズを踏まえながら事業を進めていく必要があります。また、民間のサービスを把握するとともに、既存サービスの内容を検討し、保健福祉事業の活用も視野に入れ、老々介護等の課題にも対応できる真にニーズの高い事業が実施できるよう努めていきます。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
安心相談ナースホン利用者数	322 人	340 人	387 人	414 人	441 人	454 人
家族介護者支援事業参加者数	17 人	21 人	50 人	60 人	60 人	60 人

基本目標3 介護予防の推進

本市では、高齢になっても自分らしく健やかに生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸に向けたスマイルエイジングを進めていくためにも、要支援・要介護状態になる前段階から、効果的な介護予防への取組を推進します。ICTの活用による業務の効率化や情報連携により介護予防・重度化防止への取組を推進します。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うために、高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施するよう努めます。

【目標指標】

指 標	現 状	目 標
転倒リスクのある人の割合（※）	40.7%	30%
認知機能低下リスクのある人の割合（※）	42.9%	35%
普段運動をしている人の割合（※）	51.0%	60%
自分の歯は20本以上、かつ入れ歯の利用なしと回答した人の割合（※）	27.4%	30%

（※）ニーズ調査

（１） 高齢者の介護予防事業

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）を対象に、自立支援・介護予防に関する普及啓発、住民運営通いの場の充実、リハビリ専門職等との連携を含めた介護予防の推進、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進などさまざまな介護予防に関する事業を行っています。

【主な事業内容】

介護予防把握事業	訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して収集した情報等を活用し、閉じこもりや運動不足、MCIの疑いなど、何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行っています。また、パンフレットや介護予防手帳等の配布を行い、介護予防の必要性など基本的な知識の普及啓発を行っています。

地域介護予防活動支援事業	生活機能が低下した高齢者に対して、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行い、リハビリテーション等幅広い専門職の関与を得ながら、介護予防に効果的なプログラムの提供や支援を行っています。 また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催しています。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等の介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議におけるケアマネジメント支援などリハビリテーション専門職を活用した自立支援に資する取組を行っています。
一般介護予防評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の評価を行っています。
保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行いながら介護予防を進めるに当たり、山口県後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、そこから事業委託を受け国民健康保険の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で多くの高齢者が長期にわたる外出自粛を続けてきました。住民運営通いの場も休止と再開を繰り返し、また、生活様式の変化が受診控えや閉じこもり、筋力低下等のフレイル状態を進行させています。
- ニーズ調査では、健康リスク判定による運動器の機能低下が疑われる割合は27.4%、閉じこもり傾向が疑われる割合は24.6%、認知機能の低下が疑われる割合は42.9%と回答していることから、地域において閉じこもりや認知機能の低下など、支援が必要な人がいることが考えられます。何らかの支援が必要な人を早期に把握し、介護予防活動等へつなげる支援が必要です。
- ニーズ調査では、地域での健康づくり等活動に「ぜひ参加したい」、「参加してもよい」を合わせて46.6%の人が回答しており、「お世話役として参加したい」割合は「ぜひ参加したい」、「参加してもよい」を合わせて25.6%の人が回答しています。今後も介護予防の必要性について広く普及啓発を行うとともに、参加意欲のある人を地域の介護予防活動へつなぐ取組が必要です。
- いきいき百歳体操を実施する住民運営通いの場は、コロナ禍影響で、参加が継続できなくなった人もいました。現在は、おおむね継続した活動が実施できており、

今後も地域介護予防活動が継続できるよう支援を行うことが必要です。

- 住民運営通いの場などの介護予防事業にリハビリテーション専門職が関与することで効果的な介護予防活動の支援に取り組んでいます。介護予防のための地域ケア個別会議などにおいても自立支援に資するケアマネジメントの充実やリハビリテーションの視点での助言が期待できることから、今後も積極的な活用が必要です。
- 高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。そのため、関係課が連携して一体的に取り組む必要があります。

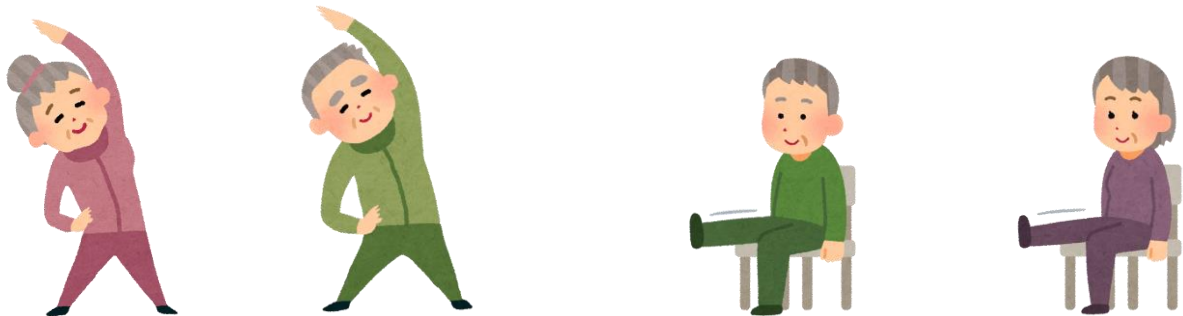
【今後の方針】

- 新型コロナウイルス感染症の影響が引き起こす健康二次被害を減らすために、地域包括支援センターにおける総合相談業務や訪問活動、医療・介護の関係機関や民生委員等との連携により、支援が必要な高齢者の早期把握に努め介護予防活動へつなげます。
- 地域や自宅など様々な場所で介護予防に取り組むことができるようパンフレットやDVD、インターネットなどを活用し、市民へ介護予防の必要性和具体的な方法の普及啓発を行います。
- 地域における介護予防活動は、楽しみや交流などにつながり、健康にも良い影響を及ぼします。多くの高齢者が地域での介護予防活動に参加できるよう、現在住民運営通いの場の設置が進んでいない地域への設置支援に努めるとともに、現在実施している場所については、参加者の増加への取組やリハビリテーション専門職等の関与による継続実施と活動の充実への支援を行います。
- 介護予防のための地域ケア個別会議や通所事業所担当者講習会において、介護予防・自立支援に資するケアマネジメントへの支援を充実し、ケアマネジャー・介護サービス事業所の資質向上を図ります。
- 関係課と連携し、地域の健康課題等に応じた取組を行うことで、効果的・効率的に介護予防・重度化防止・疾病予防につながることを期待できます。今後は他部署が持つデータの分析により地域の健康課題を抽出し、住民運営通いの場を活用したフレイル対策などを行っていきます。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
基本チェックリスト実施人数	497 人	776 人	780 人	800 人	900 人	900 人

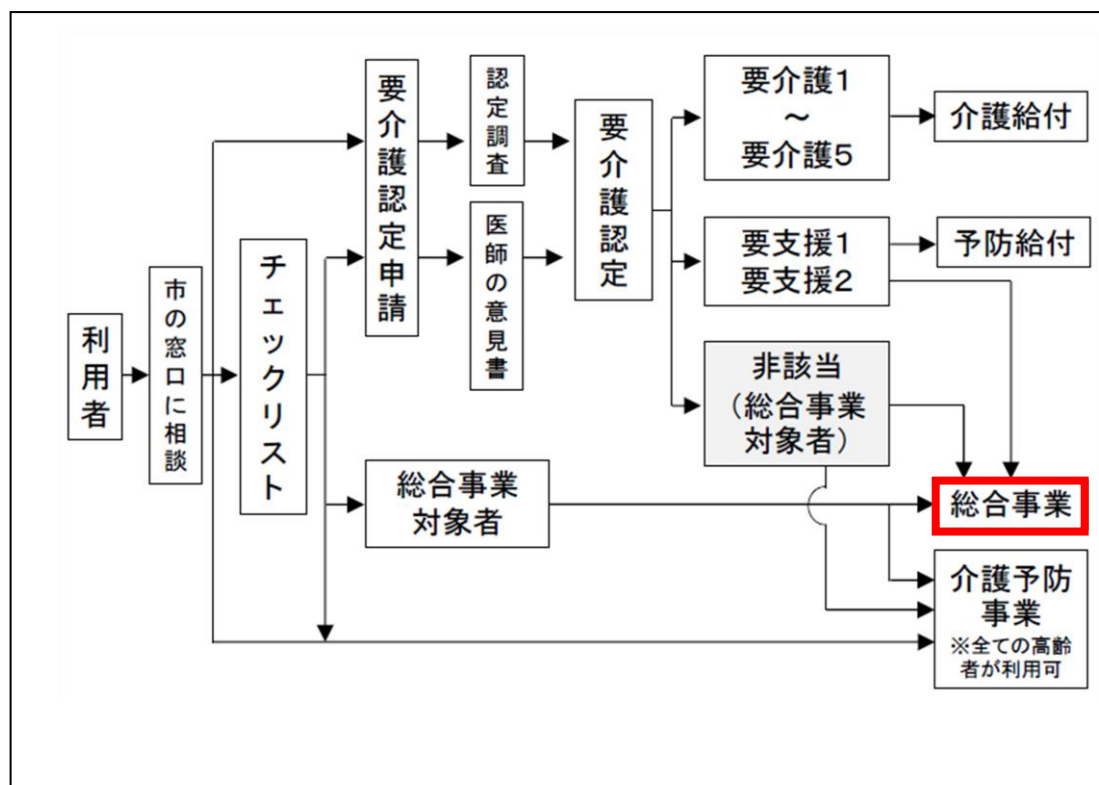
住民運営通いの場の数	90 か所	88 か所	93 か所	100 か所	121 か所	121 か所
住民運営通いの場参加人数	1,132 人	1,056 人	1,103 人	1,110 人	1,120 人	1,130 人
介護予防応援隊登録者数	141 人	164 人	177 人	200 人	230 人	240 人
介護予防事業等への専門職の派遣回数	25 回	33 回	37 回	37 回	37 回	35 回



(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業では、訪問型サービスや通所型サービスなどを提供しています。このサービスは、要支援認定を受けた方や、基本チェックリストにおいて事業が必要と判定された方（以下「総合事業対象者」という。）が利用することができます。

【総合事業利用フロー図】



総合事業対象者数	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
	210 人	248 人	250 人

【主な事業内容】

訪問型サービス（第一号訪問事業）	訪問型サービスは、介護予防給付で提供されていた介護予防訪問介護に相当するサービスや基準を緩和した多様なサービスがあります。
通所型サービス（第一号通所事業）	通所型サービスは、介護予防給付で提供されていた、介護予防通所介護に相当するサービスや基準を緩和した多様なサービスがあります。

介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）	総合事業のサービスのみを利用している人に対して、要支援者及び総合事業対象者の心身機能の改善と重度化防止を目的に、地域包括支援センターが自立支援に資するケアマネジメントを行います。
高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当事業	総合事業にサービスの利用料の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について高額介護予防サービス費相当として支給します。 また、総合事業サービス費と介護保険、医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について高額医療合算介護予防サービス費相当として支給します。

【現状と課題】

- 訪問型サービスでは、基準を緩和したサービスである生活維持型の提供事業所が少なく、地域ふれあい型サービスの提供事業所は整備されていませんが、令和3年度から、短期集中で日常生活行為の課題を解決し、地域の通いの場や社会参加に繋ぐことを目的とした短期集中型（訪問型サービスC）を開始しています。利用者の状態に応じた多様なサービスが提供できるよう、体制を充実していく必要があります。
- 通所型サービスでは、予防給付型や生活維持型の利用者が増加傾向にあります。一方、地域ふれあい型サービスの提供事業所は整備されていません。利用者の状態に応じた多様なサービスが提供できるよう、体制を充実していく必要があります。
- 介護予防ケアマネジメントでは、対象者が増加傾向にあります。対象者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活が続けることができるよう、介護予防と自立支援に重点をおいたケアマネジメントを実施することが重要です。

【今後の方針】

- 多様なサービスの提供体制の確保のため、サービス提供事業所等関係機関と協議し、高齢者の介護予防・自立支援に、より効果的なサービス提供体制の充実に取り組みます。
- 介護予防ケアマネジメントについては、介護予防に重点を置いたケアマネジメントの実施により、在宅で自分らしく生活が続けられるよう支援します。
そのために、ケアマネジャーの資質向上及び自立支援に資するケアマネジメントの徹底に努めます。また、介護予防の必要性を市民へ広く普及啓発し、自らも介護予防に取り組む意識が持てるよう支援します。

【利用実績と見込】

①～⑤の R5 年度以降の値は R5. 10. 1 時点

① 訪問型サービス：予防給付型（訪問介護相当サービス）

利用件数/月	第8期（実績）			第9期（計画）		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
計 画	140 件	142 件	146 件	141 件	143 件	146 件
実 績	112 件	109 件	138 件			

（※）令和5年度は9月末までの実績に基づいた推計値。以下この項目は同じ。

② 訪問型サービス：短期集中型（訪問型サービスC）

利用件数/月	第8期（実績）			第9期（計画）		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
計 画				18 件	18 件	18 件
実 績	0 件	5 件	7 件			

③ 通所型サービス：予防給付型（通所介護相当サービス）

利用件数/月	第8期（実績）			第9期（計画）		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
計 画	217 件	256 件	293 件	385 件	396 件	404 件
実 績	321 件	326 件	374 件			

④ 通所型サービス：生活維持型及び短時間型（通所介護相当サービス A）

利用件数/月	第8期（実績）			第9期（計画）		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
計 画	133 件	137 件	141 件	115 件	118 件	122 件
実 績	104 件	100 件	111 件			

⑤ 予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
計 画	318 人	320 人	321 人	360 人	362 人	365 人
実 績	323 人	325 人	357 人			

基本目標4 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうることを踏まえ、認知症への理解を促進し、認知症の人やその家族の視点を大切にしながら、認知症になっても希望をもってその人らしく暮らすことのできる地域づくりを推進します。

【目標指標】

指 標	現 状	目 標
認知症に関する相談窓口を知っている人の割合（※）	28.1%	40%

（※）ニーズ調査

（1） 認知症施策推進事業

高齢化の進展により、認知症高齢者も増加が見込まれています。認知症は誰もがなりうることから、認知症になっても尊厳が保たれ、希望をもって暮らすことのできる地域づくりに向け、認知症への正しい理解の促進や、認知症の人とその家族への支援体制の構築、適切な医療・福祉サービス提供体制の整備などを進めるとともに、認知症予防への取組を推進します。

また、令和5年に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念を踏まえ、認知症の人を含めた地域住民一人一人がお互いを尊重しつつ支え合う、共生社会※の実現を推進します。

【主な事業内容】

認知症初期集中支援推進事業	医療・福祉の専門職による「認知症初期集中支援チーム」※が自宅を訪問し、早期の認知症の方に集中的に関わることで、生活をサポートします。
認知症地域支援推進事業	「認知症地域支援推進員」※を配置し、認知症の普及啓発や認知症カフェ※の設置、認知症の本人ミーティング※、認知症の家族介護者教室などを実施します。
認知症サポーター養成事業	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域や職域で温かく見守る応援者（サポーター）を養成する「認知症サポーター養成講座」※や「認知症サポーターステップアップ講座」※を開催します。
認知症高齢者等見守りネットワーク事業	認知症等で行方不明になった高齢者を早期発見・保護するための「見守りネットさんようおのだ」※や道に迷った認知症高齢者の保護を模擬体験する「見守り声かけ訓練」※の取組等を通して、認知症になっても安心して暮らせる地域をつくります。

【現状と課題】

- 在宅介護実態調査では、介護者が不安に感じる介護について「認知症状への対応」が最も多いことから、認知症高齢者とその家族を支える取り組みを重点的に進めていく必要があります。ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口を知らない人の割合が 63.6%でした。認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する相談件数は横ばいの状況が見られることから、認知症の相談窓口のさらなる周知を進め、認知症の相談体制の強化を図る必要があります。
- 令和 4 年度に行われた認知症施策推進大綱の中間評価や、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の内容を踏まえ、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会を実現するため、認知症施策を推進していく必要があります。

【今後の方針】

- 認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を促進し、地域の見守り体制を構築することで、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けられるよう、認知症バリアフリーの推進を図ります。また、認知症の本人ミーティングなどを通して、本人発信の支援を行います。
- 市民が認知症予防や認知症への備えが行えるよう、住民運営通いの場や認知症予防教室等、認知症の予防に向けた取組を推進します。
- 認知症の人に対する早期発見・早期対応ができるよう、認知症初期集中支援チームと認知症疾患医療センター※、かかりつけ医等の関係機関との連携を強化するとともに、認知症診断後の認知症の人やその家族に対する支援体制構築を推進します。
- 認知症の人に対して、その容態に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス関係者と協働して取り組み、認知症の人の介護者に対してはその負担軽減や生活と介護の両立ができるよう、家族介護教室等の取組を推進します。また、認知症の相談窓口のさらなる周知徹底を図ります。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
認知症サポーター養成講座 延べ受講者数	9,702 人	10,422 人	11,150 人	12,500 人	13,620 人	14,500 人
見守りネットさんようおの だメール登録者数	1,310 人	1,483 人	1,550 人	1,600 人	1,660 人	1,700 人

あたまの健康チェック受検者数	192 人	209 人	188 人	250 人	250 人	250 人
認知症の家族介護者教室開催	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回



基本目標5 介護（予防）サービスの充実

高齢化が進展する中で、要介護認定者（要支援認定者含む。以下この項で同じ。）が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自分らしく生活を送ることができるよう、要介護認定者や介護者のニーズに基づき、地域密着型介護サービス、施設サービス等の提供体制の充実を図るとともに、安定的な介護サービスの供給体制の確保を行います。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
介護サービス事業所に対する 実地指導の年間実施件数	33 件	33 件	33 件	33 件	33 件	33 件

（１） 介護保険給付事業

【主な事業内容】

介護サービス提供事業	要介護者が安心して暮らせるように要介護状態に応じて、在宅サービス、施設・居住系介護サービスの提供を行います。
介護予防サービス提供事業	要支援者が、できる限り自立した生活を送られるよう、自立支援・重度化防止を目的とした介護予防サービスの提供を行います。
介護保険施設サービス等 利用者負担軽減事業	介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等）を利用する人の居住費・食費については、原則自己負担となりますが、低所得、低資産の人については、特定入所者介護サービス費の支給により負担軽減を行います。
高額介護・高額医療合算 介護サービス費支給事業	介護サービスの利用料（同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額）の 1 か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について高額介護サービス費として支給します。 また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、高額医療合算介護サービス費として支給します。

【現状と課題】

- 本市の現状として、介護サービスや介護予防サービスは不足なく提供できていますが、団塊の世代が75歳となる令和7年(2025年)以降は、要介護認定者が増加し、それに伴い介護ニーズや介護給付費の増加も見込まれます。
これらの課題に対し、第1号被保険者の介護保険料の負担軽減に配慮しつつ、必要な人に過不足なく、効率的・効果的に介護サービスが提供されるよう、保険者としてより積極的に自立支援、重度化防止や介護予防活動への取組と介護サービスの適正化の取組が必要となります。
- 在宅介護調査では、「認知症状への対応」や、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」等に不安が大きいという回答が多かったことから、在宅生活を継続するためには、これらの介護負担・不安の軽減を図っていくことが求められます。
- 在宅介護実態調査では、本人の要介護認定が重度化するにつれて、通所系・短期系を含むサービス利用が増えています。レスパイト機能のあるショートステイなど、複数のサービスを組み合わせて利用することで、在宅生活の限界点を延伸することができるよう、サービスの周知を図っていく必要があります。

【今後の方針】

- 要介護状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、利用者本人や介護者のニーズに応じ、自立支援や運動機能向上・認知症予防対策に重点を置いた総合的なケアマネジメントによる効果的な介護サービスが提供できるように取り組みます。
- 介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者を支援することを目的とした看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回型・随時対応型訪問介護看護等を効果的に活用し、在宅生活の継続と介護者の負担軽減を図っていきます。また、要介護者の症状悪化等により、在宅生活が困難になったとしても、適切に施設・居住系サービスが利用できる環境を整え、家族介護者の介護による離職防止に資するよう努めていきます。

(2) 地域密着型サービス事業

【主な事業内容】

地域密着型介護サービス等指定指導監督事業	地域密着型介護サービス事業所・総合事業サービス事業所・居宅介護支援事業所を指定するとともに、介護事業所に、必要な助言及び指導を行い、利用者の安心・安全の確保、介護サービスの質の確保・向上を図ります。
----------------------	---

【現状と課題】

- 介護事業所に対する指導監督については、利用者の尊厳を守り、かつ質の高い介護サービスが継続的に提供されること及び利用者への虐待を防止すること等、重要な役割を担っています。

- 地域密着型サービス事業所の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならないとされていますが、確実に実施できていない現状があります。
- 感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できる体制を確保するため、実効性のある業務継続計画や施設防災計画等の整備を周知していく必要があります。

【今後の方針】

- 事業所への指導については、集団指導と運営指導を効果的に組み合わせ、総合的かつ重点的な指導監督が行われるように取り組んでいきます。
- 地域との連携強化や抱え込みの防止等のため、運営推進会議が定期的の実施されるよう、地域密着型サービス事業所に指導していきます。
- 介護事業所で作成される業務継続計画や施設防災計画等に基づき、定期的に訓練をし、これらの計画を適切に更新していくよう指導していきます。



基本目標6 介護保険の円滑な運営

介護保険サービスの円滑な運営には、被保険者の適切な管理を行う必要があります。

このため、対象者の把握等、管理体制の強化を図り、適切な介護保険料の賦課と徴収対策の強化を行うことにより、安定した財源の確保と公平な負担を推進し、被保険者の安心と信頼の確保を目指します。

また、要介護認定の適正な判定に努めるとともに、介護サービスの提供内容の適正化事業を推進し、要支援・要介護認定者の自立支援・重度化防止への取組を進め、介護保険サービスの適正な運営を図ります。

【目標指標】

指 標	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
介護保険料現年度収納率	99% を維持	99% を維持	99% を維持	99% を維持
ケアプラン及び介護サービス提供の適正化件数	350 件	400 件	430 件	430 件

(1) 介護給付・介護サービス適正化事業

【主な事業内容】

介護給付管理事業	国民健康保険団体連合会に各介護サービス事業所の介護報酬の請求・審査を委託し円滑かつ適正な介護給付管理事業を行います。
介護サービス給付費適正化事業	介護サービス利用者に対し適切な介護サービスの確保を行うため、介護給付適正化の取組（主要3事業）を中心に介護サービスの適正化を行います。 ※介護給付適正化の取組（主要3事業）については、この項末に記載。

【現状と課題】

- 介護報酬の請求は、介護サービス事業所から国民健康保険団体連合会で受付・審査を行い、当会を通じて介護サービス事業所に介護報酬を支払う仕組みとしており、適正な給付管理が必要です。
- 介護を必要とする被保険者を適正に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを、介護サービス事業所が適切に提供するように、介護給付の適正化への取組を実施しており、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

【今後の方針】

- 介護サービスの適正化を図り、過不足のない適切な介護サービスが提供されるように取り組んでいきます。
- 介護報酬が適正に請求されるには、ケアマネジャーや介護サービス事業所が介護保険制度や報酬改定の内容を把握する必要があるため、ケアマネジャー連絡会や地域密着型介護サービス事業所集団指導等を通じて、必要な情報を提供していきます。
- 要介護認定の適正化については、認定調査員、認定審査会委員へ研修の参加を促し、適正な介護認定が行われるよう、平準化及び資質の向上に努めていきます。
- ケアプランの点検については、担当のケアマネジャーに対して「気付き」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援し、資質の向上を目指します。また、介護サービスの適正化を図り、過不足のない適切な介護サービスが提供されるように支援していきます。
- 医療情報との突合・縦覧点検については、効果的・効率的な実施を図るため、適正化システムにより出力される帳票のうち、効果が高いと見込まれる帳票や給付実績を活用して取り組んでいきます。

【評価指標】

指 標	実 績			計 画		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
認定調査結果の点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件
縦覧点検医療情報	全件	全件	全件	全件	全件	全件

介護給付適正化の取組(主要3事業)

1. 要介護認定の適正化

- 要介護認定は、認定調査と主治医意見書を基に介護認定審査会で判定されています。認定調査及び主治医意見書については不整合等を市職員が点検し、適正かつ公平な審査が行われるように努めています。

2. ケアプランの点検

- アセスメント・サービス計画書、支援経過、モニタリング等を、主任介護支援専門員・作業療法士・保健師等の専門職が点検することで、自立支援・重度化防止を目的とした適切なサービス提供がされているか検証しています。
- 住宅改修については、事前資料を多職種で点検し、工事内容の適正化を図っています。
- 福祉用具の貸与については、利用者の身体状況や生活環境にあった福祉用具が適切に選択されているかについて点検しています。

3. 縦覧点検・医療情報との突合

- 国民健康保険団体連合会から提供される、後期高齢者医療保険及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性等の点検を行っています。後期高齢者医療保険及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性等の点検を行っています。

(2) 介護保険管理事業

【主な事業内容】

介護保険管理事業	基金管理を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行います。
要介護認定審査事業	介護サービスを利用する場合は要介護認定を行う必要があるため、対象者の調査・審査等の業務を行います。
介護保険資格管理事業	介護保険サービスの提供と介護保険料の賦課を行うため、65歳以上の市民並びに要介護認定を受けている第2号被保険者及び住所地特例者の介護保険資格の管理を行います。
介護保険賦課徴収事業	介護保険給付費は、50%を公費（国、県、市）、50%を保険料で負担しています。第1号被保険者の前年所得・世帯状況等勘案した保険料の賦課・徴収を行います。

【現状と課題】

- 要介護認定は、要介護認定調査と主治医意見書を基に要介護認定審査会で判定されています。要介護認定は、介護サービス利用の根幹となるものです。要介護認定調査の精度及び要介護認定審査員の資質の更なる向上が必要です。
- 介護保険サービスの適正な提供については、第1号被保険者及び第2号被保険者（要介護認定者のみ）の適切な管理を行う必要があります。特に住所地特例対象者及び転入者の情報把握については、サービス提供体制に大きく影響があることから適切に対応していくことが必要です。
- 介護保険料の賦課は、前年所得・世帯状況等により11段階の基準で賦課することとしているため、適切な所得状況等の情報把握が必要です。
- 安定した財源と公平な負担を確保するため、適切な収納対策が必要です。
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅のサービスの質を確保するとともに、整備状況も踏まえながら、適切にサービス基盤整備を進めるため、県と市との情報連携を強化、定員を把握していくことが必要です。

【今後の方針】

- 本計画期間において、介護給付費準備基金を一部取り崩し、第1号被保険者の介護保険料の急激な増加を防ぐための対応を行います。
- 要介護認定は、国で定められた基準で判定する必要があります。認定調査員、要介護認定審査員に対する研修を行い、資質の向上を図り、公平かつ適正な判定に努めます。
- 第1号被保険者の情報把握については、関係機関と連携を図り、適正な資格管理を行います。

特に、転入者については、住所地特例の適用等の状況の把握を行い、適正な対応を行っていきます。

- 第1号被保険者の介護保険料については、関係機関と連携を図ることで正確に所得情報を把握し、適正な賦課徴収事業を行います。
- 安定した財源確保のため、介護保険料収納対策を積極的に行い、公平な介護保険料の負担の推進を行います。
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況について県と連携して定員を把握していく必要があります。

【実績】

指 標	実 績		
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
住宅型有料老人ホーム	20 施設 総定員数 372 人	20 施設 総定員数 372 人	20 施設 総定員数 372 人
サービス付き高齢者向け住宅	6 施設 総定員数 162 人	6 施設 総定員数 162 人	6 施設 総定員数 162 人

● 有料老人ホーム（住宅型）

自立して生活できる方や要支援・要介護の方を受け入れており、日常的な生活援助や緊急時の対応などを常に受けられる「介護施設」です。

有料老人ホーム（住宅型）では、「食事の提供」「家事（洗濯・掃除）」「健康管理」等のいずれかを提供します。（施設によって異なります）

要介護認定は、認定調査と主治医意見書を基に介護認定審査会で判定されています。認定調査及び主治医意見書については不整合等を市職員が点検し、適正かつ公平な審査が行われるように努めています。

● サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

基本的に、自立の方など元気な高齢者を入居対象とした「賃貸住宅」です。

また、心身は健康ではあるものの、一人暮らしをしていくことに不安を感じておられる方やバリアフリーが整った安全な環境で生活したい方に適しています。

施設による介護サービスは提供されておらず、提供するサービスとして規定されているのは安否確認サービスと生活相談サービスのみです。介護が必要になったときは、外部の介護事業所のサービスが利用できます。

第5章 その他の施策

1 高齢者の住まいの安定的な確保

(1) 高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは地域包括ケアシステムの基礎であり、地域において生活のニーズに合った住まいが提供されることが、医療や介護等のサービスが提供される前提であることから、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる、高齢者の住まいの安定的な確保に取り組めます。

【現状と課題】

- 高齢期の住まいは、持ち家、賃貸住宅、養護老人ホーム※、軽費老人ホーム（A型）※、軽費老人ホーム（ケアハウス）※、有料老人ホーム※、サービス付き高齢者向け住宅※などがあり、市内の高齢者向け住まいはある程度充足している状況です。
- 一方で、要支援者など軽度者の入所施設は少ないことや、経済的な問題で入所が困難であるという状況も見られています。
- 今後、独居の高齢者や高齢者二人暮らし世帯のほか、生活困窮や孤立など、多様な課題を抱える高齢者の増加が見込まれており、状況にあった住まいで生活を続けていくことは、生活維持や地域共生社会の実現の観点からも重要な課題です。
- 高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、関係部局等と連携し、多様な生活課題を抱える高齢者に対する住まいの確保と生活の一体的な支援に取り組んでいく必要があります。

【今後の方針】

- 軽度者や経済的困窮者等、高齢者の多様なニーズにあった住まいの確保における地域の課題について、県や山口県居住支援協議会※、社協等の関係機関と共有する中で、高齢者の住まいと生活の一体的な支援について取組を推進します。



2 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上

(1) 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加が見込まれています。一方で、生産年齢の人口は減少傾向にあり、介護現場全体の人手不足が予測されることから、介護人材確保や業務の効率化へ取り組みます。

【現状と課題】

- 介護人材調査では、全体的に職員の採用数が離職者数を下回っており、人員確保が困難な状況となっています。事業所アンケートにおいても、介護人材の確保に苦慮している様子が伺え、新規入職者が少ない現状であることがわかりました。
- 介護人材確保のため、関係部局と連携して、介護職を対象とした就職面接会を開催しています。また、市教育委員会主催の市民教育推進事業において、小中学生を対象に介護の仕事の魅力発信を行う講座の実施に取り組んでいます。今後も、必要な人材の確保・育成に向け、県や関係機関と連携し、継続して取り組む必要があります。
- 介護人材確保が課題とされる中で、業務の効率化や職員の負担軽減等により、介護現場の生産性を向上し、介護サービスの質及び必要な介護サービス提供体制を確保することが重要です。

【今後の方針】

- 介護人材の確保に向けては、県と連携し、適切な支援に取り組んでいくとともに、庁内他部署や様々な関係機関とも連携して、介護の仕事の魅力発信や介護人材の定着へ協力して取り組みます。
- 介護人材の定着に向けて、県や介護サービス事業所と課題を共有し、やりがいをもって働き続けることのできる職場環境の整備に向けた取組を行うとともに、介護現場の生産性向上に関する必要な情報を事業所へ提供します。
- 生活支援の担い手については、生活支援コーディネーター等と連携し、高齢者の社会参加を促進するなど、多様な主体による支え合いの地域づくりを進めます。

3 災害対策に係る体制整備

(1) 災害時に対する備え

近年の災害の発生状況を踏まえ、災害発生時に適切な対応ができるよう、普及啓発に努めるとともに、防災部門などの関係機関と連携して、災害時の備えに取り組みます。

【現状と課題】

- 近年豪雨や台風など、自然災害が全国的に増加傾向にあります。本市においても、高潮被害や洪水被害の経験があることや、ここ数年の大雨の状況などから、災害発生時に適切な対応ができるよう、市民への普及啓発及び介護事業所等における必要物資の備蓄などの備えを行うことが重要です。
- 災害時に要配慮者が適切に避難できるよう、市地域防災計画に基づき、関係機関と避難方法等を情報共有しておくなど、平時からの備えが重要です。

【今後の方針】

- 注意報や警報などの発表時や災害が発生した時に、高齢者自身が的確な判断に基づき行動できるよう、災害ハザードマップや避難方法に関する普及啓発等を行っていきます。
- 避難に支援を要する高齢者等に対しては、ケアマネジャーや介護サービス事業所等、関係者との連携を図る中で、適切な支援が行えるよう支援するとともに、個別避難計画の作成に向けた取組や、適切な福祉避難所の活用についても関係機関と連携して取り組みます。
- 災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画※に基づき対応できるよう、必要な助言等適切な援助を行います。



4 感染症対策に係る体制整備

(1) 感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症等を踏まえ、感染予防対策の周知を行うとともに、感染拡大防止対策について関係機関と連携して取り組みます。

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、複数の介護事業所でクラスターが発生し対応に大変苦慮したほか、職員の感染等により介護サービス提供に支障が生じるなどの影響が出ました。在宅においても、介護サービスの利用制限など影響がありました。これらのことから、今後新たな感染症が発生した場合においても、対応できる体制を整備する必要があります。
- 感染症が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できる体制を確保するため、実効性のある業務継続計画[※]や施設防災計画等の整備を周知していく必要があります。

【今後の方針】

- 介護事業所がこれまでの経験を踏まえ、感染症発生時に備えた平時からの準備や、代替サービスの確保等に向けた連携体制の構築等ができるよう、必要な支援を行います。
- 今後、新たな感染症が発生した場合においても、必要な介護サービスが提供できるよう、業務継続計画[※]に基づいた適切な対応ができる体制を整備するとともに、平時からの定期的な訓練や、業務継続計画[※]の更新などが適切に実施できるよう、必要な助言等適切な援助を行います。
- 県と連携し、介護事業所における感染発生時の対応の好事例の情報提供などを行います。



第6章 介護保険事業計画における事業と見込み

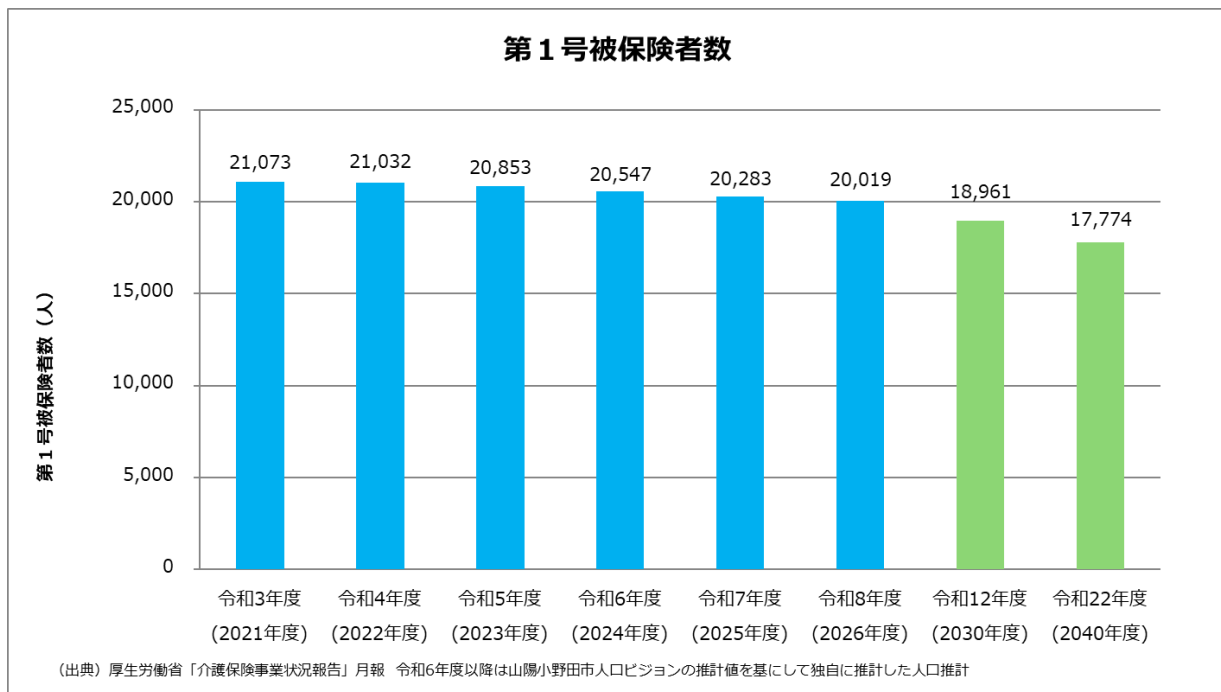
1 第1号被保険者数及び要介護認定者数の見込み

(1) 第1号被保険者数の見込み

R5年度以降の値はR5.10.1時点

第1号被保険者は、65歳以上の市民や住所地特例対象の人が対象となります。本市の第1号被保険者は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）にかけて徐々に減少しており、今後も減少が続く見込みです。

なお、令和12年度（2030年度）以降については、今後、介護保険を持続可能な制度としていくための施策等の参考とするため、数量等を見込んでいます。（以下この章において同じ。）

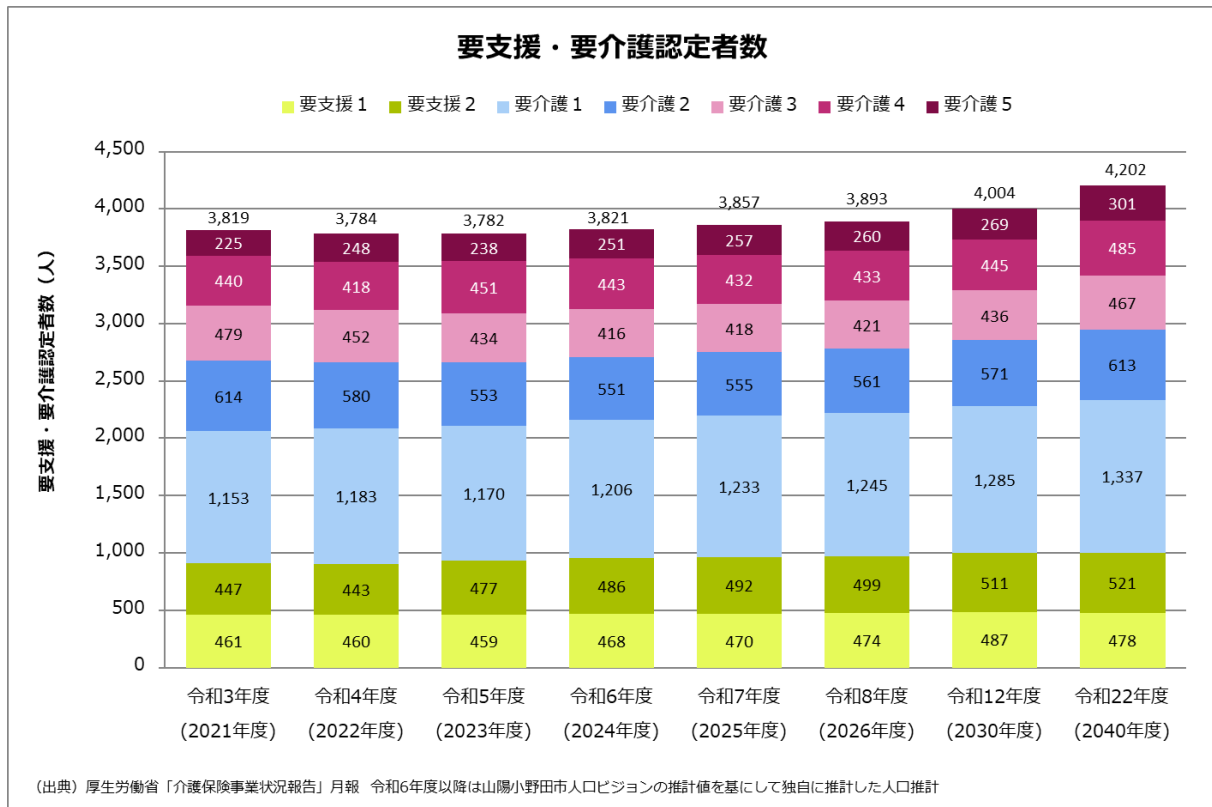


(単位: 人)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号 被保険者数	21,073	21,032	20,853	20,547	20,283	20,019	18,961	17,774

(2) 要介護認定者数の見込み（第2号被保険者も含む）

要介護認定者数は、高齢化の進行により徐々に増加していく見込みです。また、今後要介護認定率が増加していくと、令和12年度（2030年度）では、要介護認定者数が4,000人を超える見込みとなります。そのため、予防・重度化防止対策を推進し、要介護認定者の増加幅を縮小することが重要です。

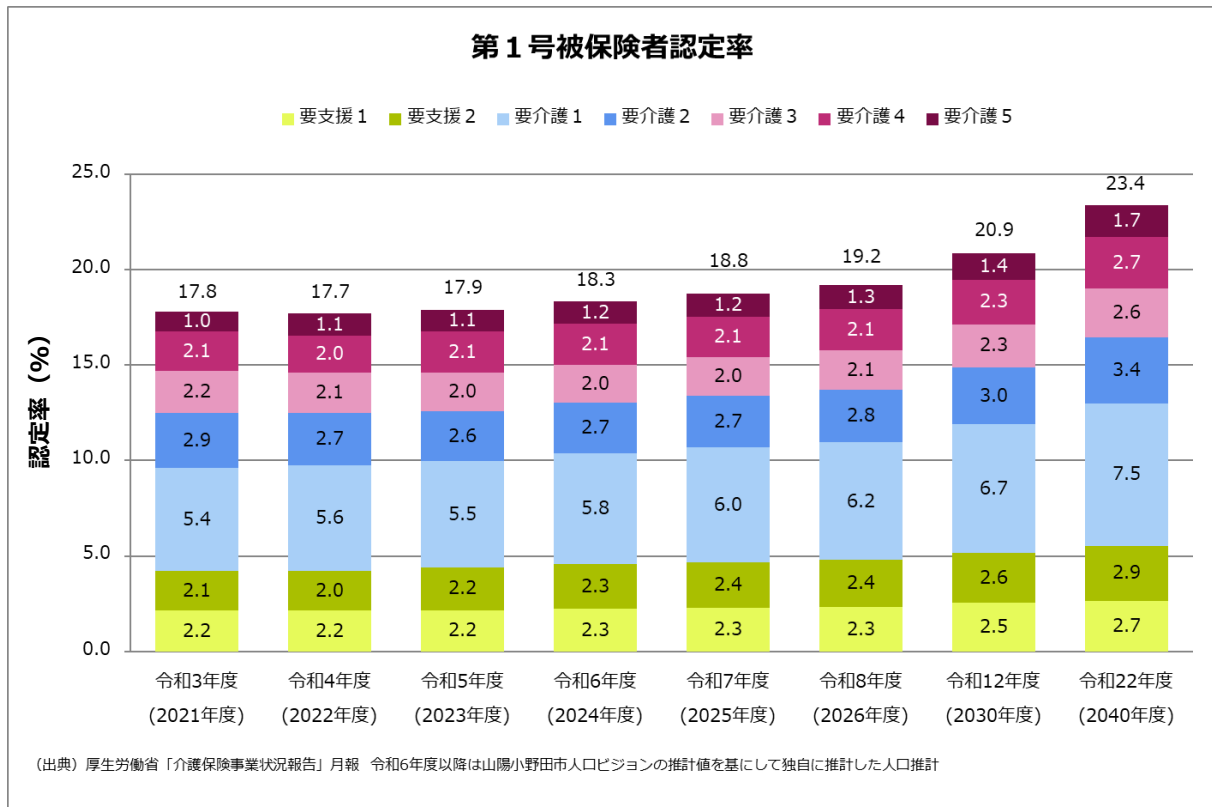


(単位：人)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
総数	3,819	3,784	3,782	3,821	3,857	3,893	4,004	4,202
	461	460	459	468	470	474	487	478
	447	443	477	486	492	499	511	521
	1,153	1,183	1,170	1,206	1,233	1,245	1,285	1,337
	614	580	553	551	555	561	571	613
	479	452	434	416	418	421	436	467
	440	418	451	443	432	433	445	485
	225	248	238	251	257	260	269	301
うち第1号被保険者数	3,754	3,723	3,727	3,770	3,806	3,842	3,955	4,156
	455	454	453	463	465	469	482	473
	436	431	466	476	482	489	501	512
	1,133	1,169	1,157	1,195	1,222	1,234	1,274	1,327
	607	575	547	545	549	555	566	609
	468	439	426	407	409	412	428	459
	436	415	448	440	429	430	442	482
	219	240	230	244	250	253	262	294

(3) 第1号被保険者の要介護認定率

第1号被保険者の要介護認定率は、高齢化の進行により徐々に増加していく見込みです。また、今後要介護認定率が増加していくと、令和12年度（2030年度）では、要介護認定率が20%を超える見込みとなります。そのため、予防・重度化防止対策を推進し、要介護認定率の増加幅を縮小することが重要です。



	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者認定率	17.8%	17.7%	17.9%	18.3%	18.8%	19.2%	20.9%	23.4%
要支援1	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%	2.3%	2.3%	2.5%	2.7%
要支援2	2.1%	2.0%	2.2%	2.3%	2.4%	2.4%	2.6%	2.9%
要介護1	5.4%	5.6%	5.5%	5.8%	6.0%	6.2%	6.7%	7.5%
要介護2	2.9%	2.7%	2.6%	2.7%	2.7%	2.8%	3.0%	3.4%
要介護3	2.2%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	2.1%	2.3%	2.6%
要介護4	2.1%	2.0%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.3%	2.7%
要介護5	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.7%

2 介護サービス利用状況と見込み

(1) 居宅サービスの種類と現状

① 訪問介護〔ホームヘルプサービス〕

概要	介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、身体介護（入浴・排泄・食事等）や生活援助（調理・洗濯・掃除等）を提供するサービスです。 日常生活動作の改善や意欲の向上のために、利用者本人とともにを行い、自立支援を促すこと、介護者の負担軽減を図ることを目的としています。
現状	在宅介護調査では、排泄や入浴等への不安を感じている人の割合が大きくなっており、身体介護のニーズが高まることが予測されます。 介護ニーズの複雑化・多様化に応じて利用者本人の状態像や家族環境、生活環境に応じて適切なサービスが提供されるように、また、過剰な介護により本人の自立を妨げることがないように過不足のないサービスが提供できるようにしていく必要があります。

【利用実績と見込み】

（訪問介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	395 人	403 人	409 人	●人	●人	●人	●人
実 績	362 人	348 人	280 人		調整中		

（※）令和5年度は見える化システムに基づいた推計値。以下この項目は同じ。

② 訪問入浴介護（介護予防を含む）

概要	外出困難な寝たきりの高齢者等のいる居宅に、簡易浴槽など入浴設備を備えた移動入浴車で、看護師等が訪問し、入浴介助を行うサービスです。寝たきり高齢者等の清潔の保持と健康維持を図ることを目的として提供するサービスです。
現状	寝たきり高齢者の状況に応じた入浴サービスの形態の一つとして重要なサービスの一つですが、現在、市内にはサービスを提供する事業所がないため、希望者には、近隣市の事業所と連携してサービスが提供されている状況です。 しかし、通所介護での入浴サービス対応等も含めれば、寝たきり高齢者の入浴に関するサービス提供機会は確保できています。

【利用実績と見込み】

（訪問入浴）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	17人	17人	17人	●人	●人	●人	●人
実 績	19人	24人	35人		調整中		

（介護予防訪問入浴）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	0人	0人	0人	●人	●人	●人	●人
実 績	0人	0人	0人		調整中		

③ 訪問看護（介護予防を含む）

概要	通院が困難な高齢者等に対して医師の指示に基づいて、医療機関や訪問看護ステーションの看護師が居宅を訪問し、点滴、経管栄養、清拭、褥瘡 ^{じよくそう} の処置等の看護を提供するサービスです。
現状	在宅医療が高度化し、医療ニーズの高い高齢者が在宅で治療を継続される事例が多くなってきています。複雑・多様化するニーズに対応していく必要があり、訪問看護の役割は重要になってきています。 また、入院期間の短縮により医療ニーズが高い人の退院も多くなり、緊急時の対応も必要になっていることから、介護が必要になっても住み慣れた自宅で療養したい人への対応として、看取り体制を強化するなど、医療機関と連携を図っていく必要があります。

【利用実績と見込み】

（訪問看護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	135 人	140 人	143 人	●人	●人	●人	●人
実 績	138 人	131 人	123 人		調整中		

（介護予防訪問看護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	13 人	15 人	15 人	●人	●人	●人	●人
実 績	15 人	15 人	20 人		調整中		

④ 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）

概要	通院が困難な高齢者等に対して、主治医の指示に基づいて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が高齢者のいる居宅を訪問し、日常生活の自立を図るための機能訓練（リハビリテーション）を提供するサービスです。
現状	麻痺や後遺症等があってもその人らしい生活を送ることができるように支援していくことが大切であり、近年では身体機能を維持するためだけでなく、利用者が実際に生活する場面での指導を行い、自立を促すためのリハビリテーションの需要が多くなっています。 また、退院直後などの短期・集中的なリハビリテーションや、住宅改修など住環境の調整が必要な人への専門的なアドバイス等、訪問リハビリテーションの役割は多様化してきています。

【利用実績と見込み】

（訪問リハビリテーション）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	43人	45人	46人	●人	●人	●人	●人
実 績	41人	51人	67人		調整中		

（介護予防訪問リハビリテーション）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	8人	9人	9人	●人	●人	●人	●人
実 績	7人	10人	19人		調整中		

⑤ 居宅療養管理指導（介護予防を含む）

概要	通院が困難な高齢者等に対して、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
現状	在宅介護調査では、主な介護者が行っている介護について「服薬」と55.1%の人が答えています。高齢者の多くは何らかの疾患があり、常に不安を抱えている人も少なくありません。 専門職の訪問指導により定期的な健康管理が受けられることで、重度化を未然に防ぐことができ、本人だけでなく介護者の不安の軽減も図られています。 医療ニーズの高い在宅の高齢者が増加していることから、複雑・多様化するニーズに対応できる体制を整えていけるよう、医療関係者等と連携を図っていく必要があります。

【利用実績と見込み】

（居宅療養管理指導）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	397 人	412 人	428 人	●人	●人	●人	●人
実 績	399 人	408 人	393 人		調整中		

（介護予防居宅療養管理指導）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	27 人	27 人	28 人	●人	●人	●人	●人
実 績	33 人	35 人	34 人		調整中		

⑥ 通所介護〔デイサービス〕

概要	食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。身体を動かすことや、交流の場を提供することで、リフレッシュを図り、閉じこもりを防止し、孤独の解消やストレスの軽減、精神面での維持向上を図ります。 また、介護者の介護負担軽減なども目的としています。
現状	高齢化に伴い、通所介護利用希望者が増加していることから通所介護事業者も増加しています。特に運動機能向上に特化した通所介護の需要が多くなっています。 多様化する利用者のニーズに対応できるように、個人の趣味にあったプログラムの提供や運動機能の向上、認知症の予防等が図れるような取組が必要です。 また、近年、介護サービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われていることが、全国的に問題視されています。本市でも、有料老人ホームに併設した通所介護事業所を利用するケースが多くなっています。真にその入所者に合った利用者本位の適正な通所介護事業所の選択ができるように支援していくことが必要です。

【利用実績と見込み】

（通所介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	744 人	762 人	772 人	●人	●人	●人	●人
実 績	747 人	750 人	718 人		調整中		

⑦ 通所リハビリテーション（介護予防を含む）〔デイケア〕

概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるように、生活機能向上を目的とした機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。主治医の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士から専門的なリハビリテーションを受けることができます。 身体機能の維持向上を目的としており、日常生活の自立に向けての支援を計画的に行います。
現状	本人・介護者の思いやニーズに沿った目標を設定することで、意欲的にリハビリテーションに取り組むことができ、効果を上げています。麻痺や後遺症があってもその人らしい生活を送ることができるように支援していくことが重要です。 また、継続的なリハビリテーションだけでなく、退院直後の利用者に対し短期・集中的にリハビリテーションを行うことで、状態の改善が見られています。特に介護予防通所リハビリテーションでは、入浴や食事等がなく、リハビリテーションに重点を置いた短時間利用の希望者も多くなっています。 医療機関でのリハビリテーションから介護保険でのリハビリテーションへのスムーズな移行を図り効果的なリハビリテーションが継続できるように、医療機関・サービス事業者との連携を図っていきます。

【利用実績と見込み】

（通所リハビリテーション）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	246 人	259 人	266 人	●人	●人	●人	●人
実 績	188 人	195 人	189 人		調整中		

（介護予防通所リハビリテーション）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	108 人	110 人	112 人	●人	●人	●人	●人
実 績	107 人	101 人	106 人		調整中		

⑧ 短期入所生活介護（介護予防を含む）〔ショートステイ〕

概要	介護老人福祉施設などの福祉施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行う、短期間の宿泊サービスです。 介護者の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時やレスパイト目的としても利用ができ、介護負担の軽減を図ることができます。
現状	高齢化や核家族化が進んできていることで、ショートステイのニーズは高くなっています。 介護者の身体的・精神的負担の軽減を図り、在宅介護の継続や介護離職防止のためにも、緊急時の対応も含め、必要な時に短期入所の利用ができるように、今後も長期の継続利用を見直すなど、利用の適正化を図っていく必要があります。

【利用実績と見込み】

（短期入所生活介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	157人	159人	162人	●人	調整中		●人
実 績	114人	111人	120人				

（介護予防短期入所生活介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	7人	7人	7人	●人	調整中		●人
実 績	6人	7人	7人				

⑨ 短期入所療養介護（介護予防を含む）

概要	介護老人保健施設等に短期間入所し、医師や看護職員等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行う、短期間の宿泊サービスです。 介護者の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時やレスパイト目的としても利用ができ、介護負担の軽減を図ることができます。
現状	医療ニーズの高い利用者が安心して利用でき、介護者の身体的・精神的負担も軽減ができるようにする必要があります。短期入所生活介護で対応可能な人の利用もあり、利用者のニーズにあった利用の適正化を図っていく必要があります。 医療ニーズの高い利用者は、医療機関へのレスパイト入院※も可能であり、医療機関と連携をとりながら情報提供を行っていきます。

【利用実績と見込み】

（短期入所療養介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	13人	13人	16人	●人	●人	●人	●人
実 績	9人	12人	16人		調整中		

（介護予防短期入所療養介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	1人	1人	1人	●人	●人	●人	●人
実 績	0人	0人	0人		調整中		

⑩ 福祉用具貸与（介護予防を含む）

概要	福祉用具専門相談員が配置されている指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及び生活環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選ぶための助言などを行い、ケアプランに基づき福祉用具を貸与するサービスです。福祉用具を利用することで日常生活がより円滑になり、介護者の負担軽減などを目的としています。 軽度者（要支援 1・2 及び要介護 1）に係る福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい場合、原則として貸与ができないものもあります。
現状	福祉用具を貸与することで、利用者の自立を妨げてしまう事例や住宅改修で設置可能な事例もあることから、利用者の心身の状況、生活環境等を踏まえ、適切なサービス提供が必要です。 利用者の身体状況や生活環境に合った福祉用具が適切に選択・利用されるよう、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの資質の向上、ケアプランの適正化を図る必要があります。 軽度者に係る福祉用具の例外給付については、協議書等で速やかに必要性を判断し、在宅生活を支援していきます。

【利用実績と見込み】

（福祉用具貸与）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度（2040）
	R3年度（2021）	R4年度（2022）	R5年度（2023）	R6年度（2024）	R7年度（2025）	R8年度（2026）	
計 画	941 人	962 人	986 人	●人	●人	●人	●人
実 績	928 人	958 人	947 人		調整中		

（介護予防福祉用具貸与）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度（2040）
	R3年度（2021）	R4年度（2022）	R5年度（2023）	R6年度（2024）	R7年度（2025）	R8年度（2026）	
計 画	329 人	333 人	340 人	●人	●人	●人	●人
実 績	302 人	317 人	354 人		調整中		

⑪ 特定福祉用具購入サービス（介護予防を含む）

概要	福祉用具専門相談員が配置されている指定を受けた事業者から、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具の購入費用に対して10万円を上限として、申請により9割～7割を支給するサービスです。 日常生活がより円滑になり、介護者の負担軽減を図ることも目的として実施します。
現状	福祉用具の種類が多種多様になってきており、心身の状況にあった適切な特定福祉用具の選択が必要です。

【利用実績と見込み】

（特定福祉用具購入）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	22人	23人	25人	●人	●人	●人	●人
実 績	13人	13人	12人		調整中		

（介護予防特定福祉用具購入）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	12人	13人	15人	●人	●人	●人	●人
実 績	7人	8人	9人		調整中		

⑫ 住宅改修費の支給（介護予防を含む）

概要	手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修をした場合、対象となる工事費用に対して、20万円を上限として、申請によりその費用の9割～7割を支給するサービスです。 日常生活がより円滑になり、介護者の負担軽減を図ることも目的として実施します。
現状	利用者の心身の状況や住環境に配慮し、適切な改修工事ができるよう多職種による事前審査を行っています。 適正な価格で工事ができるように、見積り合わせの勧奨をしていますが、工事を早く進めたいなどの理由で、結果的に一事業者のみで決定しているケースが多くなっています。

【利用実績と見込み】

（住宅改修費）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	22人	23人	24人	●人	●人	●人	●人
実 績	13人	15人	13人		調整中		

（介護予防住宅改修費）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	15人	16人	17人	●人	●人	●人	●人
実 績	12人	11人	20人		調整中		

⑬ 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）

概要	介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。
現状	充実した生活を送ることができるように、利用者が生きがいや楽しみを持って生活されているか、機能訓練を行うことで自立支援・重度化防止が図られているかなどを確認し、サービスの質の向上が図られるように支援していきます。 ケアプランの作成からサービス提供まで同一施設内で行うため、適切な介護サービスが提供されるように注視していく必要があります。

【利用実績と見込み】

（特定施設入居者生活介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	143 人	143 人	145 人	●人	●人	●人	●人
実 績	126 人	129 人	114 人		調整中		

（介護予防特定施設入居者生活介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	19 人	19 人	20 人	●人	●人	●人	●人
実 績	26 人	24 人	26 人		調整中		

(2) 地域密着型サービス利用状況と見込み

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

概要	利用者の心身の状況に応じて、介護と看護の一体的なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。 また、利用料金は要介護度別の包括料金となり、訪問介護・訪問看護の頻回な利用が必要な人にも安心してサービスが受けられます。
現状	緊急時の対応も含め柔軟なサービス利用ができるので、在宅介護の限界点を引き上げ、在宅生活の継続を可能にするために有効です。 併設の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居されている方が多く利用されている現状があるため、住み慣れた自宅での生活の継続を希望されている方も利用できるように、適正化を図っていく必要があります。

【利用実績と見込み】

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

利用人数/月	第8期(実績)			第9期(計画)			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	26 人	27 人	28 人	●人	●人	●人	●人
実 績	27 人	34 人	36 人		調整中		

② 夜間対応型訪問介護

概要	24 時間安心して在宅生活を送ることができるよう、夜間帯(18～8 時)に定期的な訪問を行い、排泄の介助や安否確認などを提供するサービスです。「定期巡回」と、夜間に急に体調が悪くなった時などに介護を受けることができる「随時対応」の2 種類のサービスがあります。
現状	在宅介護調査では、「夜間の排せつ」に不安を抱えていると、27.9%の人が回答しています。中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするための有効なサービスです。現在市内には、夜間対応型訪問介護事業所はありませんが訪問介護事業所等が夜間の対応を行っています。

③ 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）

概要	認知症高齢者に対して入浴・排泄・食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。自宅に閉じこもりがちになる認知症高齢者の孤独感の解消や、介護者の負担軽減等を目的として提供するサービスです。
現状	在宅介護調査では、認知症状への対応に不安を感じていると32.1%の人が回答しているため、認知症高齢者の家族の悩みや精神的な負担を軽減することが必要です。 認知症専門の研修を受けた介護職員等が介護を行うことで、認知症の周辺症状の改善が期待できます。 今後も、利用者の安心・安全の確保、介護サービスの質の確保・向上のために必要な助言及び指導を行っていく必要があります。

【利用実績と見込み】

（認知症対応型通所介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	109人	110人	110人	●人	●人	●人	●人
実 績	104人	116人	142人		調整中		

（介護予防認知症対応型通所介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	3人	3人	3人	●人	●人	●人	●人
実 績	1人	0人	0人		調整中		

④ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

概要	利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を提供するサービスです。複数のサービスが一体的に提供され、利用料金も要介護度別の包括で利用できます。
現状	仕事と介護の両立や老々介護など、多様化する利用者のニーズに対応でき、離職防止のためにも効果的であると考えます。 要介護度別の包括料金であるため、過不足のない適正なサービスが提供されているか、運営指導やケアプラン点検等で検証していく必要があります。 併設の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居されている方が多く利用されている現状があるため、住み慣れた自宅での生活の継続を希望されている方も利用できるように、適正化を図っていく必要があります。

【利用実績と見込み】

（小規模多機能型居宅介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	71人	72人	72人	●人	●人	●人	●人
実 績	62人	63人	75人		調整中		

（介護予防小規模多機能型居宅介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	5人	5人	5人	●人	●人	●人	●人
実 績	4人	4人	5人		調整中		

⑤ 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）〔グループホーム〕

概要	家庭的な環境と、地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練など認知症高齢者を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。 施設では認知症専門の研修を受けた介護職員等が介護を行うので、認知症の周辺症状の改善が期待できます。少人数で目が行き届きやすく、緊急時も迅速に対応ができます。
現状	利用者の高齢化に伴い、医療ニーズの高い方の利用も多くなっているため、医療連携や看取りの体制確保を行っている事業所も増えてきています。 認知症の進行により在宅での生活が困難になった人でも、家庭にいるような環境の中で、近隣の住民とも関わり合いながら、精神的に安定した生活が送られるよう必要な助言及び指導を行っていく必要があります。

【利用実績と見込み】

（認知症対応型共同生活介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	179人	180人	180人	●人	●人	●人	●人
実 績	166人	168人	180人		調整中		

（介護予防認知症対応型共同生活介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R22年度 (2040)
計 画	1人	1人	1人	●人	●人	●人	●人
実 績	0人	0人	0人		調整中		

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〔地域密着型特別養護老人ホーム〕

概要	施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事、その他の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を提供するサービスです。 定員が 29 名以下の小規模の施設で、対象者は、原則として市内在住の要介護 3 以上の認定を受けている方になります。
現状	入所対象が市内在住者に限られること、広域型の特別養護老人ホームに比べ介護報酬が高く設定されていること等から、若干空床がある状況です。 地域との連携強化や事業内容の透明性の確保、サービスの質の向上等を目的として、運営推進会議が定期的の実施されています。 介護度が重度の方が多く、災害発生時の初期対応が重要なため避難訓練等を定期的に行う必要があります。また虐待防止や権利擁護等に関する研修の実施を促す等、運営指導を通じ職員の資質の向上に努めていく必要があります。

【利用実績と見込み】

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22 年度 (2040)
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	
計 画	34 人	34 人	34 人	●人	●人	●人	●人
実 績	29 人	24 人	17 人		調整中		

⑦ 看護小規模多機能型居宅介護

概要	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所との密接な連携の下、医療行為も含めた多様な介護・看護を提供するサービスです。 利用料金は要介護度別の包括料金になります。
現状	病院を退院された方の受け皿として、また仕事と介護の両立や老々介護など、多様化する利用者のニーズに対応でき、介護離職防止のためにも効果的であると考えます。 要介護度別の包括料金であるため、過不足のない適正なサービスが提供されているか、運営指導やケアプラン点検等で検証していく必要があります。 併設の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居されている方が多く利用されている現状があるため、住み慣れた自宅での生活の継続を希望されている方も利用できるように、適正化を図っていく必要があります。

【利用実績と見込み】

(看護小規模多機能型居宅介護)

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	52 人	53 人	55 人	● 人	● 人	● 人	● 人
実 績	49 人	49 人	48 人		調整中		

⑧ 地域密着型通所介護〔地域密着型デイサービス〕

概要	利用定員 18 人以下の小規模で家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。身体を動かすことや、交流の場を提供することで、リフレッシュを図り、閉じこもりを防止し、孤独の解消等を図ります。また、介護者の介護負担軽減なども目的としています。
現状	多様化する高齢者のニーズに対応するサービスの提供が求められていることから、集団的なレクリエーションだけでなく、個人の趣味にあったプログラムの提供や運動機能の向上が図られる事業所が増えています。 一方で介護サービスの自由な選択を妨げるような囲い込みが行われていることが、全国的に問題視されており、本市でも、有料老人ホームに併設した事業所を利用するケースが多くなっています。事業所に対しては、重度化防止や認知症予防のため、リハビリテーションに特化したプログラムや脳トレなどを積極的に取り入れたサービスの提供を推奨しており、真にその人に合った利用者本位の適正なサービスが提供されるように、運営指導やケアプラン点検等を通して、サービスの質の向上と介護職員等の資質の向上のための支援を行っています。 介護離職防止のため、介護者のライフスタイルに合わせ、時間延長を実施している事業所や土曜日・日曜日等にサービス提供している事業所等の情報提供を行っています。

【利用実績と見込み】

（地域密着型通所介護）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22 年度 (2040)
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	
計 画	346 人	349 人	352 人	●人	●人	●人	●人
実 績	277 人	272 人	275 人		調整中		

(3) 施設サービス利用状況と見込み

① 介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕

概要	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい人のための施設です。利用者の状態に合わせた施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の介護などを提供するサービスです。 対象者は、原則として要介護3以上の認定を受けている方になります。
現状	在宅待機者は減少傾向にあります。 また、要介護1、2の状態であっても、認知症の有無や、家庭環境により配慮が必要な場合もあります。在宅の限界点を超えた人を慎重に見極め、特例入所等により施設入所が必要な人が速やかに入所できるように対応しています。 介護度が重度の方が多く、災害発生時の初期対応が重要なため避難訓練等を定期的に行う必要があります。また虐待防止や権利擁護等に関する研修の実施を促す等、職員の資質の向上に努めていく必要があります。

【利用実績と見込み】

(介護老人福祉施設)

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	290 人	291 人	293 人	●人	●人	●人	●人
実 績	259 人	250 人	263 人		調整中		

② 介護老人保健施設

概要	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、在宅への復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせた施設サービス計画に基づき、医学的管理の下で、看護、リハビリテーション、入浴・排泄・食事等といった日常生活上の介護などを提供するサービスです。夜間でも安心できる体制が整っています。
現状	介護老人保健施設は、本来在宅復帰を目指す短期入所型の施設ですが、在宅生活が困難な身体状況や、自宅に戻ることが困難な状況など長期療養を余儀なくされている現状があります。 退所の受入先が、自宅ではなく有料老人ホームや介護医療院という事例が多くなっています。

【利用実績と見込み】

(介護老人保健施設)

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	194 人	168 人	186 人	●人	●人	●人	●人
実 績	174 人	149 人	154 人		調整中		

③ 介護医療院

概要	医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを一体的に提供するサービスです。 施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を行うことを目的としています。
現状	慢性期の医療ニーズの高い人や日常的な医学管理が必要な重度の利用者の受入れ・ターミナルケア・看取り等へも対応ができるため、長期療養者が多くなっています。自立支援や重度化防止だけでなく、家族との交流や利用者の尊厳の保持への取組が重要です。

【利用実績と見込み】

(介護医療院)

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			
	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R22 年度 (2040)
計 画	56 人	85 人	86 人	● 人	● 人	● 人	● 人
実 績	61 人	78 人	76 人		調整中		

(4) 居宅介護支援（指定介護予防支援）

① 居宅介護支援

概要	要介護認定者が、在宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・介護者の希望やニーズ等を把握し、ケアプランを作成し、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。 個々の利用者等の解決すべき課題や状態に即した利用者本位の「自立支援」を目指した介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう調整を行います。
現状	利用者が適切な支援が受けられるよう、介護保険制度に関する知識だけでなく、保健・医療・福祉に関する幅広い知識とサービス調整能力が求められます。 介護保険の基本理念である「自立支援」を実現していくためには、十分なアセスメントをもとに利用者の課題が的確に抽出され、それに基づいたケアプランが作成され、自立支援や重度化防止を目標としたケアプランになっていることが重要です。また、効果的なモニタリングを実施し、新たな課題解決に取り組み、過不足のないサービスが提供されることが大切です。 今後、医療と介護の両方を必要とする利用者が多くなることが予想されるため、医療機関を含めた多職種との連携を図っていく必要があります。 また、介護負担軽減のために、利用者の状態に応じて訪問系・通所系・短期系や地域資源等を組み合わせた総合的なケアマネジメントを行い、より質の高い介護サービスの提供が行えるように、ケアマネジャーの資質の向上のための支援を行っていきます。 在宅介護調査では、夫婦のみ世帯で、「要介護3以上」において約7割が、施設等の利用検討をしていないと回答しています。配偶者が介護をしている割合が高く、介護者も高齢であるケースも多いと考えられることから、老々介護を支える体制をより充実させていく必要があります。また、介護者の負担が過大とならないように、相談体制を整えておく必要があります。

【利用実績と見込み】

（居宅介護支援）

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	1,569人	1,595人	1,615人	●人	●人	●人	●人
実 績	1,542人	1,547人	1,491人		調整中		

② 介護予防支援

概要	要支援認定者が、在宅で適切にサービスを利用できるように、地域包括支援センター職員等が心身の状況や生活環境、本人・介護者の希望やニーズ等を把握し、ケアプランを作成し、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。 個々の利用者等の解決すべき課題や状態に即した利用者本位の「自立支援」を目指した介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう調整を行います。
現状	利用者が適切な支援が受けられるよう、介護保険制度に関する知識だけでなく、保健・医療・福祉に関する幅広い知識とサービス調整能力が求められます。 介護保険の基本理念である「自立支援」を実現していくためには、十分なアセスメントをもとに利用者の課題が的確に抽出され、それに基づいたケアプランが作成され、自立支援や重度化防止を目標としたケアプランになっていることが重要です。また、効果的なモニタリングを実施し、新たな課題解決に取り組み、過不足のないサービスが提供されることが大切です。 今後、医療と介護の両方を必要とする利用者が多くなることが予想されるため、医療機関を含めた他職種との連携を図っていく必要があります。 また、介護負担軽減のために、利用者の状態に応じて訪問系・通所系・短期系や地域資源等を組み合わせた総合的なケアマネジメントを行い、より質の高い介護サービスの提供が行えるように、ケアマネジャーの資質の向上のための支援を行っていきます。

【利用実績と見込み】

(介護予防支援)

利用人数/月	第8期（実績）			第9期（計画）			R22年度 (2040)
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	
計 画	405 人	409 人	412 人	●人	●人	●人	●人
実 績	371 人	386 人	418 人		調整中		

3 介護保険施設及び地域密着型施設の整備計画

(1) 施設、居住系及び多機能型施設

第8期計画期間中に介護老人保健施設の定員の一部が介護医療院に転換する予定があります。また、病状が安定し、在宅復帰を目指している人の支援を促進するため、高千帆地区にサテライト型介護老人保健施設の整備が予定されています。

本計画では、整備を行った施設を活用し、在宅継続の困難な人に対するサービス提供を行うとともに、医療ニーズの高い人の在宅生活の継続を支援し、介護者の負担増加による介護離職防止に努めます。

【日常生活圏域別の第8期施設整備状況と第9期施設整備予定】

日常生活圏域	事業所種別	平成30年度 (2018年)		令和元年度 (2019年)		令和2年度 (2020年)		令和3年度 (2021年)		令和4年度 (2022年)		令和5年度 (2023年)		令和2年度 (9月末) 高齢者人口等
		事業 所数	定員	事業 所数	定員	事業 所数	定員	事業 所数	定員	事業 所数	定員	事業 所数	定員	
竜王	介護老人福祉施設													高齢者人口 2,582人 認定者数 459人
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設	1	100	1	100	1	100	1	40	1	40	1	40	
	介護療養型医療施設	1	12	1	12									
	介護医療院					1	12	1	60	1	60	1	60	
	特定施設入居者生活介護													
	認知症対応型共同生活介護	1	18								18	1	18	
	小規模多機能型居宅介護	1	29								29	1	29	
小野田	看護小規模多機能型居宅介護													高齢者人口 4,787人 認定者数 885人
	介護老人福祉施設	1	82	1	82	1	82	1	82	1	82	1	82	
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設													
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	
	認知症対応型共同生活介護	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	
高千帆	小規模多機能型居宅介護	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	高齢者人口 6,466人 認定者数 1,063人
	看護小規模多機能型居宅介護													
	介護老人福祉施設	1	84	1	84	1	84	1	84	1	84	1	84	
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設									1	20	1	20	
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護	2	70	2	70	2	70	2	70	2	70	2	70	
高千帆	認知症対応型共同生活介護	3	54	3	54	3	54	3	54	3	54	3	54	
	小規模多機能型居宅介護													
	看護小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	

第6章 介護保険事業計画における事業と見込み

日常生活圏域	事業所種別	平成30年度 (2018年)		令和元年度 (2019年)		令和2年度 (2020年)		令和3年度 (2021年)		令和4年度 (2022年)		令和5年度 (2023年)		令和2年度 高齢者人口等
		事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	
厚狭	介護老人福祉施設	1	60	1	60	1	60	1	60	1	60	1	60	高齢者人口 4,296人 認定者数 784人
	地域密着型介護老人福祉施設	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	
	介護老人保健施設	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護													
	認知症対応型共同生活介護	3	54							3	54	3	54	
	小規模多機能型居宅介護													
	看護小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	
厚陽	介護老人福祉施設													高齢者人口 865人 認定者数 151人
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設													
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護													
	認知症対応型共同生活介護	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	
	小規模多機能型居宅介護	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	1	25	
	看護小規模多機能型居宅介護													
植生	介護老人福祉施設	1	80	1	80	1	80	1	80	1	80	1	80	高齢者人口 2,032人 認定者数 370人
	地域密着型介護老人福祉施設													
	介護老人保健施設													
	介護療養型医療施設													
	介護医療院													
	特定施設入居者生活介護	2	90	2	90	2	90	2	90	2	90	2	90	
	認知症対応型共同生活介護	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	
	小規模多機能型居宅介護													
	看護小規模多機能型居宅介護													
合計	介護老人福祉施設	4	306	4	306	4	306	4	306	4	306	4	306	高齢者人口 21,028人 認定者数 3,712人
	地域密着型介護老人福祉施設	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	1	29	
	介護老人保健施設	3	180	3	180	3	180	3	120	4	140	4	140	
	介護療養型医療施設	1	12	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護医療院	0	0	0	0	1	12	1	60	1	60	1	60	
	施設サービス合計	9	527	9	527	9	527	9	515	10	535	10	535	
	特定施設入居者生活介護	5	210	5	210	5	210	5	210	5	210	5	210	
	認知症対応型共同生活介護	10	171	10	171	10	171	10	171	10	171	10	171	
	居住系サービス合計	15	381	15	381	15	381	15	381	15	381	15	381	
	小規模多機能型居宅介護	3	79	3	79	3	79	3	79	3	79	3	79	
	看護小規模多機能型居宅介護	2	58	2	58	2	58	2	58	2	58	2	58	
	総合系サービス小計	5	137	5	137	5	137	5	137	5	137	5	137	
	総計	29	1,045	29	1,045	29	1,045	29	1,033	30	1,053	30	1,053	

(2) 訪問、短期入所、通所系サービス施設

通所系サービスについては、本計画期間中の新たな整備希望があった場合については、リハビリテーションや脳トレ等、介護予防、重度化防止を重点的に行う事業所を指定していきます。

【サービス別の第7期施設整備状況と第8期施設整備予定】

サービス種別	事業所種別	平成30年度 (2018年)		令和元年度 (2019年)		令和2年度 (2020年)		令和3年度 (2021年)		令和4年度 (2022年)		令和5年度 (2023年)		令和2年度 (9月末) 高齢者人口等
		事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	
訪問系サービス	訪問介護	19	-	17	-	17	-	18	-	18	-	18	-	高齢者人口 21,028人
	訪問入浴介護	0	-	調整中						0	-	0	-	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-							1	-	1	-	
	夜間対応型訪問介護	0	-							0	-	0	-	
	小 計	20	-	18	-	18	-	19	-	19	-	19	-	
短期入所系サービス	短期入所生活介護	6	-	6	-	6	-	6	-	6	-	6	-	認定者数 3,712人
	短期入所療養介護 (老健)	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	
	短期入所療養介護 (病院等)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	小 計	9	-	9	-	9	-	9	-	9	-	9	-	
通所系サービス	通所介護	16	548	17	583	18	600	18	600	18	600	18	600	
	地域密着型通所介護	20	266	21	276	20	261	22	286	22	286	22	286	
	認知症対応型通所介護	10	111	10	111	9	108	9	108	9	108	9	108	
	小 計	46	925	48	970	47	969	49	994	49	994	49	994	
居宅介護支援		27	-	27	-	28	-	28	-	28	-	28	-	

(3) 老人福祉圏域内の施設整備計画

施設整備を行う際は、圏域内の他市と連携・調整の上、計画的に施設整備を行っていく必要があります。

また、介護3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）及び特定入所者生活介護については住所地要件がなく、他市の市民でも利用することが可能なため、他市での施設整備意向等を踏まえて利用者数を計画に反映させる必要があります。

本計画期間中における宇部・小野田圏域（宇部市、美祢市、山陽小野田市）での施設整備予定は下記のとおりです。

【宇部・小野田圏域内の第7期施設整備状況と第8期施設整備予定】

事業所種別	平成30年度 (2018年)		令和元年度 (2019年)		令和2年度 (2020年)		令和3年度 (2021年)		令和4年度 (2022年)		令和5年度 (2023年)		
	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	
介護老人福祉施設	12	807	12	807	12	807	12	807	12	807	12	807	
介護老人保健施設	7	610	調整中						610	7	610	7	610
介護医療院	4	373							433	5	433	5	433
介護療養型医療施設	2	66							6	1	6	1	6
特定施設入居者生活介護	8	482	8	482	8	482	8	482	8	482	8	482	
総 計	33	2,338	33	2,338	33	2,338	33	2,338	33	2,338	33	2,338	

※市内の施設・定員数は除いています。

4 介護サービス給付費等の見込み及び第1号被保険者保険料

(1) 介護サービス給付費等の見込み

① 介護サービス給付費見込み

給付費(千円)/年

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス								
訪問介護	183,937	172,260	174,624	188,112	193,047	196,304	202,031	219,701
訪問入浴介護	12,649	12,296	8,512	12,706	12,713	12,845	12,932	14,238
訪問看護	47,252	49,213	60,600	63,993	67,266	68,758	77,405	88,368
訪問リハビリテーション	20,573	15,300	調整中			19,067	20,672	22,191
居宅療養管理指導	37,768	40,000				46,840	50,941	59,644
通所介護	753,119	818,900				899,938	951,162	1,038,859
通所リハビリテーション	210,786	195,900	177,800	201,800	216,800	219,906	227,676	245,444
短期入所生活介護	174,577	167,628	138,782	172,438	175,348	180,216	188,083	204,945
短期入所療養介護(老健)	17,752	10,774	5,073	9,871	9,908	11,934	12,197	13,331
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	111,191	109,444	107,735	111,155	113,409	115,577	119,636	133,494
特定福祉用具購入費	4,338	4,476	5,275	6,967	7,496	7,984	9,002	11,526
住宅改修費	12,651	10,473	11,459	16,569	17,240	17,990	18,751	22,344
特定施設入居者生活介護	264,668	266,299	292,878	302,074	301,693	305,854	312,373	325,582
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,305	21,090	24,284	25,886	27,014	28,725	30,566	35,619
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	230,405	220,635	218,970	222,447	225,921	230,953	232,489	246,504
小規模多機能型居宅介護	150,577	145,571	147,717	145,382	148,008	148,636	152,045	161,272
認知症対応型共同生活介護	477,208	486,446	543,788	546,890	550,225	550,862	599,543	685,928
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	84,526	107,695	105,914	113,137	113,303	113,494	116,790	116,790
看護小規模多機能型居宅介護	112,264	124,400	128,488	133,258	136,469	141,795	149,603	163,120
地域密着型通所介護	427,624	413,568	382,251	472,175	478,660	484,058	507,691	554,238
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	820,738	824,016	833,335	908,132	911,786	917,792	924,456	950,485
介護老人保健施設	633,557	656,635	689,986	614,833	532,461	589,681	632,851	723,608
介護医療院	59,616	114,472	120,386	233,795	355,117	359,347	376,115	392,960
介護療養型医療施設	119,152	58,284	20,839	4,017	4,019	4,019	0	0
(4) 居宅介護支援	230,418	232,034	224,390	238,470	242,537	246,022	248,992	269,191
介護給付サービス合計	5,217,652	5,277,980	5,315,740	5,659,929	5,780,742	5,918,597	6,174,002	6,699,382

② 介護予防サービス給付費見込み

給付費(千円)/年

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,693	3,199	4,514	4,746	5,120	5,295	5,372	6,015
介護予防訪問リハビリテーション	1,611	1,741	2,045	2,694	2,741	2,743	2,756	2,762
介護予防居宅療養管理指導	3,658	2,955	2,339	2,443	2,446	2,535	2,625	2,716
介護予防通所リハビリテーション	36,241	調整中				40,066	41,010	41,506
介護予防短期入所生活介護	2,521					3,482	3,513	4,024
介護予防短期入所療養介護(老健)	0					311	311	311
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,338	17,344	19,436	20,754	21,024	21,458	22,217	22,934
特定介護予防福祉用具購入費	1,836	2,598	2,761	3,305	3,587	4,132	4,132	5,785
介護予防住宅改修	10,185	10,016	9,302	12,624	13,290	14,285	14,285	16,942
介護予防特定施設入居者生活介護	27,554	19,629	12,352	15,436	15,955	16,580	16,580	18,340
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	1,242	720	2,033	2,493	2,495	2,559	2,591	2,655
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,437	3,464	2,499	2,514	2,787	2,787	2,515	2,515
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,771	2,560	0	3,395	3,397	3,397	3,397	3,397
(3) 介護予防支援	17,030	18,923	19,755	21,639	21,864	22,025	22,185	22,292
介護予防サービス合計	126,118	123,491	115,398	135,127	138,565	142,630	144,496	153,697

③ 特定入所者介護サービス費等見込み

給付費(千円)/年

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
特定入所者介護サービス費等給付額	167,789	168,005	164,744	151,890	142,472	149,335	159,551	231,534
高額介護サービス費等給付額	116,737	調整中				43,759	152,384	219,756
高額医療合算介護サービス費等給付額	9,484					24,971	27,817	32,508
審査支払手数料	6,577					7,672	7,982	9,159
特定入所者介護サービス費等給付等合計	300,587	316,458	320,575	321,740	318,874	335,265	369,799	492,957

④ 標準給付費見込み

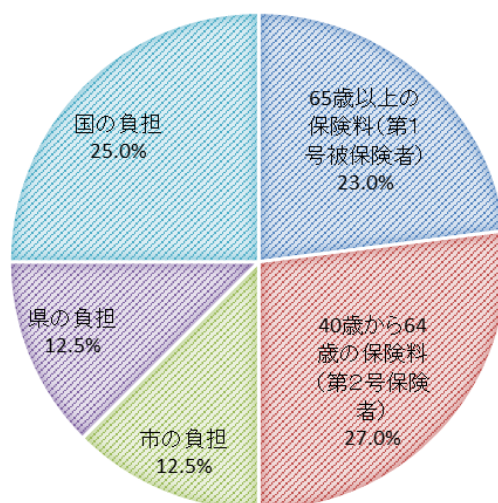
給付費(千円)/年

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付サービス合計	5,217	調整中				5,780,742	5,918,597	6,174,002
介護予防サービス合計	12					138,565	142,630	144,496
特定入所者介護サービス費等給付等合計	30					318,874	335,265	369,799
総介護給付費見込額	5,649					6,238,181	6,396,492	6,688,297

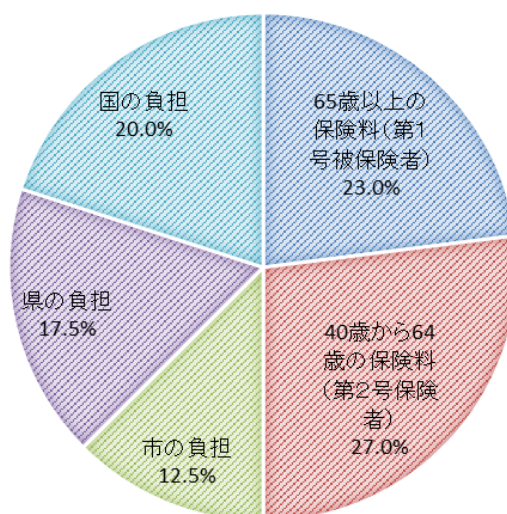
(2) 介護サービス給付費等の財源

介護サービスを利用する場合、費用の1割（一定以上の所得のある人は2割、現役並みの所得のある人は3割）が自己負担となり、残りの9割（一定以上の所得のある人は8割、現役並みの所得のある人は7割）が介護保険制度から給付されます。原則として、その財源の半分は保険料（第1号被保険者23.0%、第2号被保険者27.0%）、残りは国25.0%（施設給付費20.0%）、県12.5%（施設給付費17.5%）、市12.5%の負担で構成されています。したがって、介護サービス給付費等の利用量によって、第1号被保険者の介護保険料が決まることとなります。

居宅サービス給付費の財源構成



施設サービス給付費の財源構成



(3) 第1号被保険者の保険料

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	第8期合計	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
1	総介護給付費見込額(A)	6,116,796千円	6,238,181千円	6,396,492千円	18,751,469千円	6,688,297千円	7,346,036千円
2	地域支援事業費(B)	231,935千円	243,965千円	255,223千円	731,123千円	258,417千円	266,896千円
3	合計(C)(A+B)	6,348,731千円	調整中			6,946,714千円	7,612,932千円
4	第1号被保険者負担分相当額(D) (C×負担割合23%)	1,460,208千円				1,625,531千円	2,040,266千円
5	財政調整交付金相当額(E)	313,871千円	320,504千円	328,952千円	963,327千円	343,643千円	376,839千円
6	調整交付金見込交付割合(F)	5.7%	5.5%	5.4%	—	5.2%	7.7%
7	財政調整交付金調整分(G)(※1)	359,696千円	354,477千円	351,979千円	1,066,152千円	356,701千円	579,578千円
8	介護給付費準備基金繰入額(H)	—	—	—	450,000千円		
9	保険料収納必要額(I)(D-(G-E)-H)	—	—	—	3,928,171千円	1,612,473千円	1,837,527千円
10	保険料平均収納率(※4)(J)	—	—	—	99.00%	99.00%	99.00%
11	収納率を加味した保険料収納必要額(K)(I/J)	—	—	—	3,967,850千円	1,628,761千円	1,856,088千円
12	第1号被保険者数	20,813人	20,609人	20,405人	61,827人	19,990人	17,775人
13	所得段階別加入割合補正後の高齢者人口(L)(※3)	20,237人	20,040人	19,841人	60,118人	19,439人	17,284人
14	保険料年額(M)(K/L)				66,000円	83,780円	107,380円
15	介護保険料月額(N)(M/12)	5,500円	5,500円	5,500円		6,982円	8,949円

※1 財政調整交付金とは、市町村間の財政力格差を調整するため、後期高齢者の割合と所得段階別の高齢者人数に応じて国から支給される交付金のことです。

※2 保険料の収納率を加味して必要な保険料額を算定します。収納率は99.00%と見込んでいます。

※3 保険料を所得段階に応じた負担とするため、所得段階別の加入割合に基づき人数を調整したものです。

(4) 第1号被保険者の介護保険料段階

介護保険料の額は、第5段階を基準とし、所得に応じた負担になるように、本人の所得や世帯の住民税課税状況などによって、下記のとおり各段階に分かれます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
月額基準額	5,500円	5,500円	5,500円

保険料段階		該当者	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第1段階	基準額 × 0.3	生活保護受給者、世帯全員が市民税 調整中 額の	1,650円	1,650円	1,650円
第2段階	基準額 × 0.45	世帯全員が 市民税非課税 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円を超え120万円以下	2,475円	2,475円	2,475円
第3段階	基準額 × 0.7	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円を超える	3,850円	3,850円	3,850円
第4段階	基準額 × 0.9	世帯内に市民 税課税者がい る場合 本人は市民税非課税で課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万 円以下	4,950円	4,950円	4,950円
第5段階	基準額	本人は市民税非課税で課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万 円を超える	5,500円	5,500円	5,500円
第6段階	基準額 × 1.1	本人が市民 税課税 合計所得金額が125万円未満	6,050円	6,050円	6,050円
第7段階	基準額 × 1.25	合計所得金額が125万円以上190万 円未満	6,875円	6,875円	6,875円
第8段階	基準額 × 1.5	合計所得金額が190万円以上450万 円未満	8,250円	8,250円	8,250円
第9段階	基準額 × 1.75	合計所得金額が450万円以上700万 円未満	9,625円	9,625円	9,625円
第10段階	基準額 × 2.0	合計所得金額が700万円以上1,000万 円未満	11,000円	11,000円	11,000円
第11段階	基準額 × 2.25	合計所得金額が1,000万円以上	12,375円	12,375円	12,375円

